

平成30年 第2回 定例会

美 深 町 議 会 会 議 録

平成30年6月18日 開会

平成30年6月20日 閉会

美 深 町 議 会

平成30年第2回定例会
美深町議会会議録
第1号（平成30年6月18日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第4号（平成29年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について）
- 第 6 報告第5号（平成29年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について）
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第7号 委員会報告（美深町開業医誘致条例の制定について）
- 第 9 議案第29号の提案説明
- 第10 議案第30号の提案説明
- 第11 議案第31号（名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について）
- 第12 議案第32号の提案説明
- 第13 議案第33号の提案説明
- 第14 議案第34号の提案説明
- 第15 議案第35号の提案説明
- 第16 議案第36号の提案説明
- 第17 議案第37号乃至議案40号の提案説明

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	草野孝治君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	望月清貴君	農務課長	川端秀司君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	後藤裕幸君	税務グループ主幹	山崎義典君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	中林秀文君	水道住宅グループ主幹	南坂陽子君

◎教育委員会

教育長	石田政充君	教育次長	玉置一広君
教育グループ主幹	大堀裕康君	幼児センター長	藤原裕子君

◎農業委員会

農業委員会会長	外崎敬雄君	事務局長	川端秀司君
---------	-------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	羽野保則君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	羽野保則君	事務局係長	服部満君
------	-------	-------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますので只今から平成30年第2回美深町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において9番 齊藤君、10番 南君の両君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りを致します。今期定例会の会期は本日から20日までの3日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。今定例会の会期は、本日から20日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長から行わせてます。

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。

閉会中の議長の動向および閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載しておりますのでご了承願います。

次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。1つ、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書、1つ、商店街活性化事業（プレミアム商品券）販売事業に対する助成についての要望書、1つ、これからの高校づくりに関する指針の見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情、1つ、国の責任による35人以下学級の推進を求める陳情の4件であり、資料として配布しております。

次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。

町長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社美深振興公社および株式会社アウルに掛かる経営状況を説明する書類。代表監査委員から平成30年5月実施の例月出納検査の報告書の2件は、お手元に写しを配布しておりますのでご覧いただきます。次に、今定例会の提出議案並びに出席説明員について申し上げます。提出議案は町側提出のもの、条例の一部改正2件、規約の変更1件、過疎計画の変更1件、町道路線の変更1件、工事請負契約の締結2件、財産の取得1件、補正予算4件、報告2件の合計14件。議会側提出のもの、委員会報告1件です。

次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配布しておりますのでご了承願います。

最後に、今定例会の一般質問について申し上げます。一般質問通告者は小口議員他2名です。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言が求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは行政報告といたしまして、1つ、平成29年度の各会計の決算状況、2つとして今春の農作業状況と6月1日現在の農作物の生育状況、3つとして宗谷本線活性化推進協議会の協議経過についてご報告を申し上げます。まず、平成29年度の美深町各会計の決算状況を申し上げます。平成29年度会計につきましては、5月31日をもって出納を閉鎖し、現在、計数確認と決算書の調整にあたっているところでありますが、歳入・歳出の決算状況につきまして、一般会計から順に報告を申し上げます。なお、決算額は1,000円単位の概数で申し上げますのでご了承を頂きたいと思っております。まず、一般会計では、チョウザメ飼育研究施設建設事業や文化会館音響改修など、大規模事業の実施などもありまして、前年度を上回る決算規模となっておりますが、一般財源の確保が大変厳しい財政状況に変わりはなく、これら執行にあたりましては経常経費の節減に努めながら諸事業の推進にあたって参ったところでありまして、歳入では町税4億927万1千円で、前年度比で1,100万円の増加となった一方、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は31億1,053万5千円と前年比で約7,460万円減少となっております。また、平成29年度から30年度へ繰り越した事業は1事業、2,170万3千円となっております。なお、繰り越し事業の詳細については報告第4号で説明を申し上

げます。この結果、歳入55億752万7千円、歳出、51億6,762万7千円、差引3億3,990万円程の黒字であります。ここから翌年度繰越事業の一部財源、3千円であります。これを控除し、実質的収支額は3億3,989万7千円であります。この決算剰余金に掛かる基金への積立については、公共施設の整備・改修に備えて公共施設整備基金に積み立てることと致します。積立額は1億7千万円、残る1億6,989万7千円は一般財源として、30年度会計へ繰越したところであります。次に、国民健康保険特別会計について報告を申し上げます。国保会計については被保険者が年々減少傾向にあります。平成29年度も前年度同様に高額療養費の増に伴って、保険給付費が増加しております。平成29年度の決算額は歳入6億5,441万8千円、歳出6億3,980万1千円、差引1,461万7千円の黒字となり、この内、740万円を基金へ積み立てて、残りの721万7千円を翌年度繰越としたところであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は、1億2,752万3千円余りとなっております。次に、後期高齢者医療保険特別会計について説明を申し上げます。この特別会計の主な事業は、保険料の徴収と北海道後期高齢者医療広域連合への保険料納付となっております。後期高齢者の被保険者数は横ばいであり、保険給付費については増加傾向となっております。平成29年度の決算額は歳入7,451万3千円、歳出7,451万3千円、差引0となるものであります。次に、介護保険特別会計について申し上げます。第1号被保険者数は前年度比0.7%減少し、要介護・要支援認定患者数は前年度比4.4%の減少となりました。要介護認定等を受けた介護サービス受給者に掛かる保険給付費については、前年度と比較して0.9%の減少となったところでございます。平成29年度の決算額は歳入5億2,950万2千円、歳出5億1,877万5千円、歳入・歳出差引、1,072万7千円を平成30年度会計に繰越したところであります。介護給付費準備基金の年度末現在高は、6,187万5千円余りとなっております。次に、北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。平成29年度におきましては、機械設備等の計画更新を中心に行い、安定した水の供給に努めて参りました。決算額は歳入・歳出ともに2,158万9千円で、一般会計からの繰入金は299万1千円となっております。次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成29年度は、公共下水道事業長寿命化計画に基づく工事実施設計、機械設備等の改修工事、管渠長寿命化計画の策定と、これに基づく管渠の調査、清掃を実施するなど保守管理に万全を期すとともに、環境公衆衛生の充実に努めて参りました。下水道事業特別会計について、平成29年度から30年度へ繰り越した事業は1事業、420万円で、全て特定財源となっております。なお、この繰越事業の詳細については、報告第5号で説明を申し上げます。決算額は歳入・歳出ともに3億1,452万9千円で、一般会計からの繰入金

は1億5,061万4千円となっております。最後に、中央簡易水道事業会計について申し上げます。この事業は水の安定供給、経営効率化に努めた結果、収益的収支で1,986万4千円の純利益が生じました。また、資本的収支では2,949万4千円の不足が生じましたが、これにつきましては、当該年度分消費税及び地方消費税減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填し、その結果、翌年度繰越現金は3億893万3千円となるものであります。以上、各会計の決算状況の報告でございます。続いて、今春の農作業状況と6月1日現在の農作物生育状況等について報告を申し上げます。まず、気象の経過でありますけれども、今年の冬は記録的な大雪ということで、融雪は平年より遅くなったわけであります。平年ですと4月22日、今年は4月26日という状況であります。融雪後から5月下旬にかけて、気温はやや低く推移しております。降雨量は、5月上旬から中旬にかけて、これは多くなったような状況であります。なお、5月下旬は少なく推移しております。農作業の状況について申し上げますけれども、融雪の遅れとは逆に水田や畑の耕起作業は平年より早く行われております。移植・植付け作業については、融雪後、圃場の乾燥が進まなかった為に馬鈴薯は平年より3日遅く、てん菜の移植についても平年より4日遅く作業を終えているところであります。また、小豆の播種作業についても平年より2日遅れとなっております。この他、水稻の移植は平年並み、更には、かぼちゃの定植作業は5月下旬から始まっている状況にあります。生育状況についてでありますけれども、6月1日現在の主要作物の生育状況でありますけれども、水稻の活着生育は平年並みとなっております。秋小麦、春小麦の初冬播き栽培については、雪腐れ病による廃耕も殆どなく、概ね順調に生育しており、春小麦の慣行栽培についても、順調に生育が進んでいる状況であります。アスパラガスについては、露地型・作型の出荷始めは昨年より3日遅い5月18日でありました。昨年秋の養成茎が細く、貯蔵養分が低い傾向にあったことから、収穫開始からの降水量が少なかったこともあり、現在、収穫中のアスパラガスは細い傾向にあります。ホワイトアスパラガスは、昨年度より一週間程度遅い4月13日からの出荷が始まりましたが、気象の影響を受けにくく安定した収量を確保できており、6月20日までの収穫が見込みとなっているところであります。この他、露地では作業の遅れの影響で、全体的に生育に遅れが見られますが、牧草については融雪直後の降雨により、生育は昨年並みとなっております。恩根内放牧場については、牧草の生育も良く、5月24日から入牧を開始いたしました。6月5日現在の放牧頭数については、乳牛・肉牛の総数で377頭となっております。6月5日現在、今はまだ入牧しておりませんが、今後30頭程、入牧予定となるものであります。なお、ここに来て、少し気象が厳しい状況でありますから、少し、これらと状況、今は6月1日現在の状況について申し上げたところであり

ますので、ご理解を頂きたいと思います。最後に、宗谷本線活性化推進協議会の経過について、ご報告を申し上げます。JR北海道が、単独では維持困難線区として、宗谷本線については沿線市町村、議会、商工会議所等で構成の宗谷本線活性化推進協議会において、存続・維持について議論を進めてきたところですが、5月29日開催の宗谷本線活性化推進協議会定期総会において、これまでの幹事会・協議会の経過、議論が一定程度まとめ、宗谷本線活性化推進協議会報告書として整理されたところであります。その中で、JR北海道が極端に利用の少ない無人駅と踏切を含めた鉄道施設の管理の見直しについて、既に新聞報道がされておりますけれども、JRからの提案を受け、協議対応をしていくこととしております。今後、引き続き、利用促進策と経費節減策については、幹事会・協議会において議論を進めていくこととしております。無人駅の廃止については、宗谷本線の存続に繋がることとして協議会で統一した対応を協議することとし、踏切の廃止については、自治体が個別に具体的に協議対応することとなっております。美深町においては6つの駅の内、利用の少ない4駅が協議の対象になるものと思われまます。踏切については町内に30カ所あり、具体的に廃止協議のあった2カ所は、隣接踏切へ迂回路が可能なことで、JRが既に地先との合意を得ていることから、廃止についてやむを得ないと判断をしているところであります。JRからは、交通量が極めて少ない踏切等として今回の廃止2カ所を含め、17踏切が廃止協議対象として示されており、今後、協議を進める中で具体的な動きがあれば、引き続き議会とも相談をさせて頂きたいと考えているわけでありまます。以上、行政報告として3件申し上げ、行政報告とさせて頂きまます。終わります。

○議長（倉兼政彦君） 只今の町長報告にお尋ねの向きがありましたら発言を願います。ございませんか。なければ本件報告済みといたします。

◎日程第5 報告第4号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 報告第4号 平成29年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についてです。説明を求めまます。

草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 議案書の36ページをお開き下さい。報告第4号 平成29年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について。平成29年度美深町一般会計予算の繰越明許費について別紙の通り翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。37ページをお開き下さい。平成29年度美深町一般会計繰越明許費繰越計算書、7款 商工費、1項 商工費、事業名、チョウザメ飼育施設建設事業、金額、3億8,999万9,200円。翌年度繰越額につきましては、現在、稚

魚育成棟の北側で工事中の休憩棟と取水工の床固工事の2工事分となっております。繰越額は2,170万3千円です。財源内訳、未収入特定財源、2,170万円、過疎債でございます。一般財源3千円。以上、繰越明許費計算書報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 只今の報告に質疑があればお受けいたします。ございませんか。なければ本件報告済みといたします。

◎日程第6 報告第5号

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 報告第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてです。説明を求めます。

草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 38ページをお開き下さい。報告第5号 平成29年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について。平成29年度美深町下水道事業特別会計予算の繰越明許費について別紙の通り翌年度に繰越したので地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。39ページをお開き下さい。平成29年度美深町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、1款 下水道費、1項 公共下水道費、事業名、浄水管理センター機械設備等改修工事。金額6,924万5,160円、翌年度繰越額420万円です。浄水管理センター電気設備改修工事と余剰汚泥流量計の更新の経費となっております。財源内訳ですけれども未収入特定財源420万円、社会資本整備総合交付金250万円と公共下水道債170万円の併せた420万円となっております。以上、繰越計算書報告といたします。

○議長（倉兼政彦君） 報告が終わりましたのでお尋ねの向きがあれば発言を求めます。ありませんか。なければ本件報告済みと致します。

◎日程第7 一般質問

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 一般質問を行います。

一般質問の通告者は3名です。発言の順序は通告の順といたします。発言時間は再質問を含めて30分といたします。それでは通告順に従って発言を許します。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） まず初めに、今朝の大震災に見舞われた地区の皆様にお見舞いを申し上げます。それでは一般質問を始めたいと思います。項目1 教育、件名山村留学の課題について。質問の要旨です。平成30年3月2日付、山村留学に関する調査特別委員会報告書に基づき、要約した中での課題について教育長の所見を伺うもので

す。①、今後の対策いかんで、10年後には地元生がいなくなる状況が推測される。全国的に山村留学に取り組む地域、学校が減少傾向にあるなか、山村留学に特化した学校にするのか、山村留学もある学校にするのか、方針が見えない。どのような特色ある学校を目指し、町民に対しての情報提供をどのように図るのか。2つ目、地域住民の減少による山村留学協議会の体制整備をいかに図るのか。3つ目、同事業を継続するには、およそ20人程度の生徒数が必要で、ホスターホーム、親子住宅、それぞれ4室4戸の増設が必要とのことだが、整備に関わる基本構想を早急に示すべきだと思いますが、そのお考えをお伺いします。4つ目、生徒指導に対しての専門的な指導が出来る教員やホスターホーム管理指導体制をどのように強化充実を図るのか。以上、全て教育長に対する質問です。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、小口議員の方から、山村留学に関する事項について、4点ほどのご質問を頂きました。初めに、仁宇布小中学校の目指す姿と町民に対しての情報提供についてのご質問でございます。議員もご承知の通りでありますけれども、学校を守り、地域を守るという強い思いから山村留学がスタートされ、今日まで継いできているのが現状でございます。これまでの経過の中でも地元の子供がいなくなる時代があるなど、山村留学が学校を継続していく上での大きな柱となっているのが現状でございます。このような現状を踏まえますと、学校の目指す姿としては、やはり山村留学をしっかりと中心に据えていく事が必要であり、更にコミュニティースクールや義務教育学校、小規模特認校等の制度をどうしていくのか、どのようにしていくのか検討する中で、豊かな自然や小規模の特性を活かした学校運営に努めていくことが必要であると考えているところでございます。また、このような仁宇布小中学校の教育活動につきましては、町のHPや町の回覧を活用するなど、多くの機会を利用して周知をして参りたいと考えているところでございます。次に、山村留学制度推進協議会の体制整備についてのご質問でございます。山村留学につきましては、先程も申し上げました通り、地域が主体となり山村留学制度推進協議会が運営をしてきているという状況でございます。これまでも、山村留学の多くの課題に対して、地域の人たちが対応し、また、色々な事業に対しても地域の役員さん達が集まって対応してきているという状況でございます。本町の山村留学を運営する上で、地域の協力は不可欠であると考えているところであります。地域、学校そして教育委員会もしっかりと連携をし、進めていかなければならないと考えているところでございます。次に、山村留学の住宅環境のご質問でございます。まず学校の安定的な運営には、いかに先生方の配置をしっかりと整えていくかということが重要かということでもあります。現在の教職員の配置基準等から考えますと、児童生徒数が20名程度在籍できる環境整備が必要である

と考えております。現在、ホスターホーム6室、親子住宅6戸がございますが、特にホスターホームの状況を見ますと老朽化が進んでおり、対応が求められる状況にあると考えているところであります。今後、将来に向け、親子住宅の戸数それからホームでの受け入れ数をどのようにしていくのかという課題がございます。先程、質問の中でも更に4つ、4つというお話もありましたが、1つの端的に数字を見るとそういう見方もできるのかなということでお話した経緯もありますけれども、やはり子供達の近年の留学生の希望状況をしっかりとつかまえて、そういったものを分析する中で考え方をまとめていかなければならないと考えているところでございます。最後に、教員の配置やホスターホームの運営体制のご質問でございます。まず、学校におきましては、生徒指導に対しまして教員は専門の立場であるということは、議員も充分ご理解頂いているというように思っております。その中で、特に専門知識を有するカウンセラーなどの必要性が近年、求められてきた状況であり、議員のご指摘の通りでございます。そのような状況から、本年度は、新たに北海道教育委員会の協力を得る中で、スクールカウンセラーの派遣を受け、課題解決に向けた取り組みを進めているところでございますので、まずはご理解を頂きたいと思っております。次に、ホスターホームの指導員についてでありますけれども、ホーム生の指導や保護者等の対応、そして子供達を保護管理するという立場、そしてホームの管理など様々な役割があり、非常に重要で大切な職務であると認識をしているところでございます。今後は、ホスターホームにおきましても生徒指導の知識等を有する人材を確保することと合わせて、良好な勤務形態が確保できるよう体制整備を図って参りたいと考えているところであります。以上、小口議員の質問にあたっての答弁とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） この後でも、私の後にこの件名について質問される議員がいるようですけれども、まず避けて通れないのは人口が段々減っていくと、その中で、この山村留学をどのように維持していくかという視点でお聞きしたいと思いますけれども、これはちょっと違うかもしれませんが、平成23年の12月第4回定例会の時に中学校の改築併せて給食等の問題があった時に、私も人口減少に対して、というような趣旨で質問をしたのですけれども、その時は予測では平成30年、その時点での平成30年は、中学生は84名になるというような想定でしたけれども、現在は82名ということで大体想定通りに進んでいると。これで0歳から14歳の年少人口の統計を見ますと、その当時から10年後、20年後、30年後とあるのですけれども、年少人口がその時点の30年ですから58年くらいになるのでしょうかね。184人になる。それだけ人が段々減っていく状況があります。現実問題として。それでも山村留学を進めるかというような議論もある

とは思いますが、それと、2017年に同僚議員が、この給食ではなくて山村留学の在り方について一般質問されています。その時の名寄新聞の記事でございますけれども、今、私が危惧していることと同じようなことを質問されています。道内の山村留学実施状況が減少している中での今後の山村留学の在り方に加え、校舎建て替えに対する地域、町全体の理解、合意を求める為にはどのような方法を考えているのかという質問をしています。その中で教育長は、仁宇布地区で山村留学の在り方について、これまで長い間続いていたということは地域が主体的に子供達を支えてきた結果で、仁宇布地区であるから続けられた事業、そしてその後に仁宇布小中学校の在り方に関する懇談会を立ち上げ、28年度、29年度の2回にかけて議論する。そして今、現在に来ているわけですが、その時に山口町長も学校存続問題について、教育委員会が町民の中に入りながら意見を聞いていく、町として慎重に対応したいと述べられています。私は、この、町民の中に入りながら、というのが果たして出来ていたかというようなのを大変ちょっと疑問符はついてます。というのは給食問題も過去にはあって色々な議論があったと思っておりますけれども、要望書なり何やらで、上辺だけで言ってしまったのではないかと大変、後悔している面も一部私にはございます。それで、教育とは無関係かもしれませんが、山村留学、仁宇布地区の小規模学校の優位性ですね。これはどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、色々な子供達の将来に渡る推移ですか、そういったことも含めてお話がございました。中学生のお話が先程82名とおっしゃいましたでしょうか。この4月の段階で美深中学校では86名でしょうか。それから仁宇布では今年は10名というような状況でございますので、ご理解を頂ければと思います。これまでの経緯の中で、しっかりと色々な意見を聞いてきたかという趣旨のお話がありましたが、それら、そういった経緯の中で、地域町民の代表からなる意見を聞く場を設置するなどして、多くの意見を聞き、更に議会の皆様方からも特別委員会等の中でご意見を頂き、協議がされてきたという形かなと思います。それから、色々な場面で、私も平成27年のお話がありましたけれども、その以前から色々な会合等の中でも仁宇布についての色々な課題があると、皆様の意見を聞かせて頂きたいということで、お話を申し上げてきたところでございます。そういった中で今日に至っているという状況があるわけでありまして、そのことについては小口議員も十分ご承知を頂いている状況であろうというように思っております。そして、山村留学が全体的に減少傾向にあるというお話もありました。確かに今、道内でも減少傾向が続いていると。これの主たる要因は何かなというように考えた時には、やは

り、それを支えていくといえますか、そういった体制がなかなか取れなくてやってきてきたというのも事実でございます。そういった部分で、先程質問にありましたけれども、支える体制をどうしていくかということも今後の課題にあるということは議員の言われる通りであり、教育委員会としてもしっかりと努力をしていかなければならないわけでありまして、その中で小規模校の優位性といえますか、そういったものについて、今、求められたわけでございます。仁宇布の山村留学につきましては、当然、地元の子供の数が減ってくる中でありますけれども、やはり大自然を求めてくる子供達、そして、中には既存の学校で課題を抱えて、そして仁宇布に来るという子供達もいます。そういった部分では、相対的に子供の数の状況が、その仁宇布の山村留学に対しての左右をするという状況ではないということを認識していなければならないかなと思っておりますが、その中で仁宇布にきた子供たちの状況を見ていますと、やはり大自然の中で、そして生活環境を仁宇布において、そして良好な教育活動が進められている。中には、やはり色々な課題を持った子供達にしてみると、教育そのものが十分に実施をされなくて来ているという子供達もいます。そういった子供達の状況もしっかりとフォローをしながら、1年乃至2年経つうちには、やはり一定の学力をつけ、将来に向かって学校を卒業していくと。何と言っても、子供達同士が仁宇布小中学校の一番良いところは小学校それから中学校が併置校であるということで、特に中学生にしてみれば、小さな子供達から慕われ、そして小さな子供達を支えていくと、お互いに双方協力し合う関係が出来ているという状況を考えますと、本当に良好な教育がなされており、そういった教育環境があるなど。正しくそういったところが小規模校、これは仁宇布小中学校だけには限らないのかもしれませんが、一般的に小規模校が持っている優位性であるということが言えるだろうと考えています。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） ちょっと現状はもちろんご存知だと思いますし、私のちょっと調べたのは古いかもしれませんが、現状の説明をもう一度したいと思いますけれども、山村留学の歴史をちょっと調べて見ますと、1987年から2006年ですからちょっと古い話かもしれませんが、その間の20年間で山村留学を取り入れたところが70校はあるそうです。継続しているのは10校のみで、道教育委員会の調べでは、91年以降受け入れ校、人数とも増えたがピーク時の小学校34校、留学生も150人、それがピークで以降減り続け、現在はピーク時の半分、学校数も18まで減ったと。身近なところで言いますと中川、幌延になりますか、問寒別の小学校、ここも山村留学費の助成を条例化して誘致したわけですが、その時は地元生が2名から今度18名になって、2003年度時の総理大臣麻生太郎氏より地域づくり総務大臣賞を受賞したまでいったのですが、

これもなかなか永住は進まなかった。永住が目的でやった施策だと思いますけれども、永住はまったく進まない。田舎暮らしも、これはコメントの文面通りですが、田舎暮らしも良いが夢物語ばかりではない、高校・大学と進学すると、お金もかかる。それで断念したようなコメントが載っていましたが、その中で、今、どのように対策いかん、出ている質問の趣旨ですから、色々学校の種類にもコミュニティースクールですとか特認校ですとか、色々あるわけですが、求めようとしているのはどのような学校のスタイルを求めているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 前段、全道的に山村留学が減ってきているという話がありました。私自身も全道の状況等細かく分析をしてこうだというものを持っているわけではございません。ただ、やはり色々なお話を聞くときに、何が山村留学を継続していく上で必要だということでしょうか。それから、これまで山村留学が閉じてきたところの状況をお聞きしますと、やはり、例えば教育委員会だとか、そういう行政が主体的にやっているのかどうかということも1つのポイントなのかな。逆に言うと、いかに地域の人だとか民間の方が加わってやっていくことが大切かということを感じて、そういった部分で、うちの仁宇布の山村留学というのは、そういった部分で支えられる状況、そういったものは、やはりしっかりと取り組まれて来たところから、今日、こういった形での次に向けた教育委員会としても取り組みをしようというような状況になっているのではないかなという、これは私の率直な感想でございますから、それがこうだという事ではないのですが、そういった意識を持っているというところでございます。そういった中で、今後、取り組んでいくというところでございますけれども、それで今後の取り組みの中で、どういった学校を目指していくのかということでございます。質問の中でありました、山村留学を中心に据えてと言いますか、核にしてと言いますか、特化してと言いますか、そういった学校にしていくのか、どういう学校にしていくのかという質問があったわけですが、山村留学に例えば特化をするということになると、これは言葉の捉え方の問題なのではうけれども、では他の子供達が入ってくる余地があるのか、ないのかということになります。やはり、地域で子供達を受け入れていくというのが基本でありますから、ただ、学校の現状からいくと、議員ご指摘の通り将来どこかの時点で子供がいなくなった時に、その段階では、完全に山村留学が主体という形になりますから、特化した学校であるかと言われると、そういった状況になり得るのかもしれませんが、そうではなくて、学校という基本の考え方でいくと、地域の子供達を受け入れて行くということは基本でありますから、そういったことで、特に地域特認校制度というのは、通学区域を跨いで子供達が学校に通

えるという状況を作るものです。やはり町内の中にあっても、そういった形で色々な学びを求める子どもたちがいた場合には、それを受け入れしていくような門校も作っておく必要があるだろうと。そういった中で相対的に山村留学を中心として、本当に山村留学を骨格として、と言っているのでしょうか。そういった形で学校を運営していくと、そして幅広く子供達の受け入れ体制を作っていくということが必要であると考えています。その為に義務教育学校にしてもそうですし、コミュニティースクールにしてもそうですけれども地域と関りを作っていく、そういった体制をつくり、学校継続をしていきたいと考えているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 何を言っているのか私には理解ができかねる答弁だったのでないかと思うのだけれども、この都道府県別の留学生の受け入れ、北海道で見ますと子供だけの留学、親と一緒に、美深でいうと親子留学っていうのですか。北海道がこの親と一緒にというのが全国的に見ても多いのですね。北海道が突出していると言ってもいいぐらい、北海道は多いです。よその都道府県をみますと、そんなに山梨、和歌山が20台で、後はもうほとんど0だとか子供だけの留学が全国的には多いようになっています。それで、北海道だけを詳しく見ますと、これはやっぱりそうですよね。特徴的に、里親と寮併設だとか色々なパターンがあるのですけれども、先程のこれは3番目に飛ぶかもしれないですけれども、4室4戸の増設が必要で10、10でやるというような同じような、人数区分かなと思うのですけれども、そこら辺の考えは、例えば色々な考えがあるのですけれども、小学生だけだとか、中学生だけだとか、親子だけだとか、単身だとか色々なパターンがあるわけですけれども、小さい子供と小学生、中学生を混ぜるという言葉は適切ではないかもしれませんが、そのような教育環境は私も望みますし、そういうような状況でずっと今、日本の留学はそういうことの体制でやってきたと思いますけれども、この全国、全道で比較すると北海道は親子住宅が断トツして多いと、こういう現状を考えてみて、美深の今までやった経過も踏まえて、これからどのような構想でやるのか。同じような10戸10戸でやるというような構想は出ていますけれども考えとしては、どのような根拠で考えておられるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 受け入れ形態をどうしていくかということでございます。議員もご承知の通り、美深町の場合はホームとか親子ではなくて、里親という形でスタートをし、そして、その里親の受け入れがなかなか難しいという状況の中で、親子住宅さらにはホームという形に切り替わってきたという状況です。これまでの状況を見てみますと、特

に親子住宅が今、北海道で多いというお話がありましたけれども、近年の応募の状況を見ていると、やはり、親子で来たいという問い合わせが非常に多いです。そういったことからいけば今、そういった部分の需要は、需要という言葉がちょっと適切ではないかもしれませんが、わかりやすいのでそういった言葉を使わせて頂きますけれども、そういったことを望む人が多いということが現状ではないかなと思っています。それから、ここ近年は美深町も親子で希望される方が多いのですが、従前はホスターホーム、中学生を今、主としていますけれども、ホスターホームの希望をされる方も一定程度というか結構、数としては多かったです。ところが先程言った通り、そういった傾向に変わってきているという状況です。数の問題をどうしていくかというのは先程答弁した通りですが、端的に考えれば、4プラス4で20になるということでもありますけれども、今、申し上げたホームの希望数、ホームでいけば男女の問題もあります。そういうことも十分公判をしながら、どうしていくかということを見極めていかなければならないと思っています。それから、親子住宅が多いから数を作ればいいのかということでもありますけれども、これも財政問題を含めて、やはりどこまでが必要なのかと、対応できるのかという色々な要素がありますので、そういったものをしっかりと、もう少し詰めさせて頂く時間が必要かと考えております。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） これはもう既に新年度、4月からの以降の前に、一応、町ではやる方向だということの説明を受けて、校舎の部分ですけれども一応、基本設計は議会では認めたところですが、この中で、そこまでは議会で認めてはいますけれども、その後はまだ議決も何もされていませんので、ちょっと質問しますけれども、これは仁宇布小中学校の在り方に関する懇談会での意見等の中から、話がちょっと戻るかもしれないですけども自信を持って答弁してもらいたいのですが、地元の子供がいずれいなくなる想定で学校を建て替えるのか、大きな投資をして山村留学生を確保できるのか心配、教育環境は大切だが多額の投資を町民は納得するか、という意見が出されています。これに対して、これに対してではないかもしれませんが、今の方向性の質問をしたのですけれども、なかなかはっきりとした筋が見えてこない。見えていないと私は思うのですけれども、もう既に始まっているわけですから、やるというような方向で、しっかりその線を示して頂かないと、町民に私たちも説明できないのですよ。ですから自信を持って、そこら辺は、こういうような線でやるのだというようなものを明快に答えて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今までの答弁の中で、求める部分についてのご答弁が出来てい

ないのかどうか、ちょっとわかりませんが、基本的に、前段でお話があった色々な疑問がある中で、本当に子供を確保できるのかというところに尽きる質問かなというように思うわけですけれども、近年の状況を見ていますと、子供の確保を出来るという部分については、やはり一定程度の受け皿があれば、これは確保出来ていくというように私は今、認識しております。そういった部分では、しっかりとそういった体制づくりをしていかなければならないと考えています。それで今、議員がおっしゃられた、何をどうしていくのだという部分がまだ見えないというお話でありますけれども、やはり、先程言った通り、子供の数については、やはり20名程度が確保できる受け皿を作っていくということが、やはり一番大きな体制づくり、そういったことだろうと思っています。山村留学があって、仁宇布で行われている教育内容等については、十分みなさん、ご理解いただいているのではないかなと思いますので、そういった環境をいかに作っていくかということが大事なことだろうと思っていますので、そういったことにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 頭が私も混乱していますけれども、ちょっと①から④で入り乱れて申し訳ございませんが、この山村留学協議会の体制についてお聞きしたいと思いますけれども、先程、親子住宅から始まっているということで、地域があつての山村留学だったと思うのですよね、仁宇布がね。なかなか里親制度も上手くいなくてと、人口流失もありますけれども、そういうようなことで現状になっているわけですけれども、全町民に関心を持って頂かなければならないというのは、常々、教育長も言われていると思うのですが、この山村留学推進協議会の役員さんを見ますと、学校の関係者と仁宇布地区の自治会長さんやら数名が入っていますけれども、全町的な山村留学となると、私はちょっとこのままではどうなのかなという考えもあるのですが、このままで行くのか、どのようにするのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 山村留学制度推進協議会の体制をどうつくっていくかというご質問でありますけれども、町民の方に幅広く認知をして頂くということは、これは大切なことだというように考えています。その中で、山村留学制度推進協議会がどのような対応をしてきたかということも非常に大きなポイントになるのかなと思いますが、言われる通り、協議会の役員さんには、地域以外から入っている方も何人かいらっしゃるという形がありますけれども、やはり全体的な意見をもらって協議をする場としては、やはり少し幅広い形、そして具体的に子供達の受け入れ、そして子供達への対応、これは地域の中にい

ないと出来ないこと、それから地域の思いとして皆さん受け入れしているということをしっかりと対応していくという部分では、同じ町内と言っても地域外から入って出来る、出来ないの問題があります。そういった部分では、やはり地域の方が主体的な部分をしっかりと担ってもらおうということがとても大切であります。これまでも、受け入れする段階で、受け入れに関わる山村の面接を行うわけですけれども、やはり、そこにはしっかりと地域に根付いた人達がいる、そこで子供達を自分達が受け入れして、そして、育てて行くのだという気持ちで本当に毎回、面接をして頂いて、そして、来た時には対応して頂いているというのが現状です。そういったことを考えますと、幅広く意見をもらっていくということは必要ですから、そういった部分での今の役員体制の中でも、山村留学に協力をしてくれる方が役員としてなることもできるような制度になっていますから、そういった部分での呼びかけというのは今後もしていかなければなりませんけれども、何と言ってもやはり地域が主体的に、そこを教育委員会としていかに支えていけるか、バックアップできるかということが一番大切だろうと思っていますので、幸い今の段階では、まだそういったことが十分出来る状態であると私は認識をしていますので、そういったことをしっかりと進めて行きたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 町民に対しての情報提供ですけれども、その回答がちょっともらってないように思うので、そこら辺をもう1回お聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 冒頭の質問の中でお話申し上げたかと思いますが、色々な学校の取り組み等について、これまでも例えば学校だよりだとか、そういったものは全町民に回っている状況です。そして色々な事業の取り組み、そのようなこともお話をそういった形で流れております。私も色々な部分でお話、場面、場面で今、仁宇布はこういう状況ですよ、皆さんこういうことをご了解くださいよとお話を申し上げてきている状況でございます、そういった部分については、ご認識を頂ければなと思いますし、今後どう取り組みをしていくかというお話、今日、こういった形で色々なお話、議論をさせて頂いておりますから、そういった形で幅広く伝わっていく事もあるでしょうし、一定の方法があれば色々なものを利用しながら、色々な場面を利用しながら、私どももPRをしていかなければならないというように考えているところでございます。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 4番目になるかと思いますが、山村留学、これは長野県北相木村というのですか、その資料ですけれども、課題としては指導員の育成ということ

が書かれております。児童教育や自然体験等の指導員としての関心があって、地元の学校や住民とのコミュニケーションが図られる人材が必要であると。これは研修期間等も設けて20代、30代の若い人を養成していくという、養成しなければなかなかできないというような報告がありますけれども、これに対して、専門的な指導ができる教員も私は必要でないかと思うし、質問の要旨を述べられた通り、ホスターホームのご苦労も多々あると思いますけれども、これは特別委員会でも、私も発言していると思いますけれども、やはり答弁にスクールカウンセラーというようなこともありましたけれども、私はちょっとスクールカウンセラー、申し訳ありませんがよくわからなかったのですけれども、仁宇布の山村を見ますと、本当に教育長も説明があったように色々な事情を抱えて来る児童もおられます。その中でやはり専門職のそれもなにはともあれ、そちらの方が大事なことでないかなと思います。校舎云々よりも、まずは中身を充実して頂きたいというような考えでいますけれども、そこら辺の指摘もありましたから、特別委員会でそういうものも必要だというようなことを報告を議会としてもしてありますから、それを受けてどれぐらい教育委員会の内部で議論なされて進んでいるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 今、前段に言われた八坂村ですか。その指導員の部分とちょっと活動そのものが若干違いますから、求められるものちょっと違うのかなと思いますけれども、何と言っても今、後段、議員からご指摘があった通り、特にホスターホームの指導員の方のご苦労があると、そういったところをしっかりとしていかなければならないというお話ではなかったかと思います。先程、スクールカウンセラーということでお話を申し上げました。近年、色々な課題を抱えて来る子供達の中には、やはりそういったカウンセリングをしながら、どのように子供達に対応したら良いのかといった所が、これは先生方の一定の知識を持っておられますけれども、それをこうやって専門的な立場で、そういった対応等の指導助言を頂くという形での専門職でありますから、そういった人の力を借りていく。そういったことで、そういった体制が必要だということも特別委員会の中でもご指摘を頂いております。そういった色々な状況の中から、今年度から早速カウンセラーを学校に入れて、そして子供達なり先生方なり、それからホームの部分についてはどういった形で対応していくかという形でご相談させて頂くという状況が今、早速つくらせて頂きました。そして今、ホームの方のご指導頂いているご夫婦は、実は30年度末をもって退任される予定でございます。その後のホームを管理して頂く方、ここも今ご指摘があった通り、色々な知識をもっていらっしゃる方が必要だというのは、これまでも色々議論の中で必要だったわけですがけれども、何とか、特に生徒指導等含めて子供達を色々な角度から

見て頂けるような、そういった人材を確保していきたいということで、現在、それらに向けての取り組みをしている最中です。そういった形で今日、明日にかけてすぐ出来るという問題ではありませんけれども一歩一歩着実に今、進めていきたいと思っていますので、その点もご理解を頂ければと思っています。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） コミュニティースクール等、特認校制度だとかいう話も先程しましたけれども、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） コミュニティースクールという制度そのものは、端的に制度の話をしてしまえば、学校の方針を地域の方々に理解して頂いて、その理解の下、学校の各事業、学校運営等に対して地域の皆様方のご協力を頂くということが端的なコミュニティースクールでございます。仁宇布の場合は先程来、お話をしていますけれども、山村留学制度推進協議会という形で、地域の方が全面的に民意を担って頂いて頂いて、先程申し上げた通り、子供達の受け入れの面接から始まって各学校行事、そういったものも全面的にご協力頂いておりますし、それから日常的に例えばホームの子供達なり親子で来ている子供達もそうですけれども、その地域の中で日常的な色々な体験活動、そのようなことも含めて全面的に地域の方達が受け入れをして頂いているという状況でありますから、正しくコミュニティースクールが自主的には動いていると言っても過言ではないと思います。そういった形をしっかりと形づくりをして、そして継続できる形にしていきたいというところの考えでございます。それから義務教育学校については、これは小学校から中学校までの9年間を通して一貫した教育をしていくのだというのが制度の趣旨です。ご存知の通り、仁宇布小中学校という形で他の小中学校に見られない特徴が、実は、仁宇布には持っているのです。それはどういうことかと言いますと、その主導する先生方の体制が非常に一本化されていて、小学校さらには中学校、それぞれに先生方が相互に指導をし合える、出来ているというそのような状況があります。これは正しく義務教育学校の形を、ある意味では呈している。それを義務教育学校とすることによって、更なる指導の効率性と言いますか、そういったものを上げていくという制度でございます。そういった形で学校体制も見直しをしながら、より子供達の為に出来る体制をいかに作っていくかということで考えているところです。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） これは財政の方に戻るかもしれませんが、懸念されることとして、山村留学で行われている農業体験だとかそういうのを所管するのは農林省で、都市と農村

の交流では国交省、定住は総務省だとか色々山村留学は枝が分かれているみたいですね。そこで山村留学への直接の支援ではないかもしれないですけども、過疎債が殆どの受け入れ先の財政をそこに当てていると思うのですが、これの廃止もささやかれているような情報が記事等に載っているのですが、そこら辺の心配はないのかどうなのか、今、持っている情報で結構ですのでお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 色々な国等の補助金をもらって事業展開するという事になれば、今、言われた各省庁等の区分が出てくるのではないかなと思いますけれども、例えば仁宇布の農業体験にしても何にしても、特別なお金を掛けているわけではなくて、日常の中で、子供達が、授業もそうですけれども、それから休みの時も含めて地域の人達が積極的に子供達を受け入れして体験をさせて頂いていると。それから大自然の体験もそうです。日常の中でお金を掛けることもなく、言ってみれば我々が子供のころ体験した自然の中の遊びといいますか、そういったものを体験されているという状況でございまして、それに対して特別にお金が掛かっているということではございません。それから今の学校を維持していく状況において、通常の場合、特別なお話を申し上げている学校建設だとか、住宅を新たに建てるだとか、色々なことが出てくれば、そういった起債だとか何とかという課題が出てきますけれども、通常、学校を運営していく段階においては、過疎債を借りるだとか、そういったことは今、しておりませんので、もっと言えば地方交付税として交付される金額が一定程度ありますから、通常の学校運営についてはその交付税の中で十分賅っているという認識を持っておりまして、若干余裕あるのかなと思っています。そういった状況ですので、過疎債等、制度が変わって、それが今の山村留学に大きな影響を与えるということはあまり考えられないかなというように思いますが、ただ、1点、懸念されるのは、今後、その授業を21年度に向けて学校を建設するといった時の財源にかかる可能性があるのかもしれない。ただ学校建設については、基本的に義務教育債という形が基本になりますので、今すぐそれが大きく影響するという事はなかなか考えにくいのではないかと認識を持っています。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） 最後にしたいと思いますけれども、この懇談会の中に山村留学に対して地元との温度差はがあると。身近に捉えられない距離感もあると。これを埋めていくのが教育委員会の仕事だと思いますけれども、大きな視点で地域教育を考えては、ということで山村留学という大命題を町としてどう捉えていくのか、近年社会全体で子供を教育するという考え方もあると。これは山村留学の第1号、1976年に始まったようすけ

れども、長野県の八坂村、現大町町八坂というところのコメントですけれども、地域レベルで成功させるには住民の情熱、行政、学校の皆の気持ちが一致しないと難しいというように書いています。私もその通りだと思いますけれども、この地域に対する熱意、情報がやはり欠けていると、何としてでもこれを継続するのだという僕の意識も本当に現在までも悩んでいます、正直言うと。ですから早くに一本、太い柱の構想を立てて、町民に知らせて頂いて、町民こぞって良いことだと意識していかないと。ただ単にいつも言っていますけれども中身のない建物で終わってしまうのではないかと、それが一番私は恐れるのですが、最後にその回答を得て終了したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 温度差があるだとか色々な話があったのも事実でございます。それはやはり地域の考え方も色々あると思うのですが、美深町全体での地域、それから学校区、通学区としている地域、これも正直言って大きな差があります。今、言われる部分はどちらかという通学区域を抱えた区域としての意識というのが言われた部分だろうと思います。ただ、町全体としては、町全体の理解をどう得るか。それで色々出された意見の中で、多額のお金をかけてよその町の子供を、という言われ方をよくいたしました。先程もお話を申し上げましたが、学校があることによって一定の財源の交付があると。現実としてはその特別な、先程いったような学校建設だとか色々なことをやらなければ通常はそれで十分賄えているということで、教育に関わる町の持ち出しというのは実はしていないわけでありまして。そういった中で、地方からそういった形で子供達に来て頂いて、そして、この場所がその子供達にとって非常に大切な場所になっていく。そこでしっかりと育てていくということは、ゆくゆくは、この町にとっても大きなプラスになっていくだろうというように思っていますし、そういったことを十分理解をしていただければ有難いなどと思いますし、そのことを皆様に理解をして頂くよう、教育委員会としても、しっかりしていかなければならないというように思っています。そういった形で、やはりそれぞれの地域、地域、立場、立場がありますから100%理解できる部分、それから出来ない部分もこれは当然出てくるのかもしれませんが、そういったことを出来るだけ多くの方に理解をして頂くということで、今、仁宇布の学校の取り組み等についても全町に出させて頂いております。本来であれば学校区内に回すというのが基本でありますけれども、そういった取り組みも含めて、また取り組みをしていきたいと思っておりますので、ご理解の程を頂ければなと思っております。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 小口君。

○1番（小口英治君） やめようかなと思いますけれども、町の持ち出しはしていないよ

うな、今、お聞きしたのですが、山村協議会にはちゃんと負担しているのではないですか。ですから、傍聴の方もいるのですから勘違いされたら困りますから、町の持ち出しもちゃんとあります、というように答えてもらわないと上手くないですよ、それは。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） ちょっと数字、お金を先にした言い方をして申し訳なかったのですが、質問の中でどうしてもそういう言い方をされるものですから、山村協議会に関する町の負担金、それからホームで来て頂いております管理人さんの費用含めて金額としては、その交付税の中で全部賄っているというのが現実でございます。そういった部分でありますけれども、これはあくまでも通常の経費ということですので、例えば住宅を作ったとか、これから学校をつくっていくとか、これは当然、町全体の負担になってきますので、そういったことも十分ご理解を頂かなければならないと思っています。

1 番（小口英治君） 終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で小口君の質問を終わります。

次、6 番 藤原君。

○6 番（藤原芳幸君） それでは私の方からも一般質問をさせて頂きたいと思います。1 項目目、行政から第5次総合計画、少子高齢化、人口減少の抑制対策についてお伺いをします。第5次総合計画も今年ちょうど8年目になるわけですがけれども、次へのバトンタッチの時期も近づいてきているということもありまして、今回、もう一度見た中から質問をさせて頂くことといたしました。今、進めております第5次総合計画の基本構想では、少子高齢化、人口減少が進むことに対し、人口推計を上回るよう産業振興や移住対策で人口抑制を目指すとしております。この間、日本国自体が人口減少に転ずるなど、大きな社会問題となっていることはみなさんもお承知の通りと思っております。そこで1、現段階で人口減少への抑制対策が、どのような成果が上がっているのかお伺いをいたします。2、少子高齢化に伴う人口減少の変化に対し、どのような評価で、どのような課題があると考えておられるのかお伺いをいたします。3、今後も人口推計に沿った人口減少及び人口構造の変化は避けられないと考えております。人口が減っていくということを前提に持続可能な行政、運営を目指すため、従来のものを継続するというばかりではなく、行政のスリム化やサービス内容の見直しなどが具体的な変更事案を検討し、次期総合計画の基本計画に盛り込むことが必要でないかと感じております。以上のことについて、町長に所見をお伺いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、藤原議員の方から、人口減少の抑制対策についてのご質問

を頂いたところでございます。3項目ほど大きく分けてあるわけですが、初めに1番目の現段階での人口減少への抑制対策、成果が上がっていないのではないかとこの部分でありますけれども、第5次総合計画においては、策定時に人口減少時代に突入した中であります。従来の人口増加を前提とした計画ではなくて、少子化、高齢化、一層深刻化するという共通認識を持ちながらの計画推進であったわけでありまして、現在取り組んでおります人口減少対策については、美深町に住んでいる町民がより安心して暮らしていくための環境整備、利便性の高い公共サービスの提供、地域産業の振興、さらには医療・福祉の充実、教育の振興など、ほとんどの政策がこれらに繋がっている対策だということに考えているわけでありまして。その中で直接的な対策としては、美深町企業誘致・観光開発・移住対策推進協議会を中心とした移住体験の受け入れや、首都圏からの移住フェアなどの移住対策への取り組み、更に産業振興に関する部分では、農業の関係機関団体と一体となって新規就農者の受け入れ、農業後継者の育成などの担い手確保対策などでありまして。その他に商工業における新規開業さらには事業継承への支援、従業員の人材確保に対する育成支援などの言ってみれば商工業担い手対策等でありまして。更には北海道大学や北海道総合研究機構、民間事業者等との産学官連携によりまして、新たな産業創出としてのチョウザメ事業の推進など色々な課題にそれぞれ取り組んで参っているところでございます。ご質問にもありますけれども、人口減少、地方における人口減少のスピードと申しますか、こういうものは総合計画策定時の想定を上回るものではないのかなという指摘もあるわけでありまして。そうした中で、これらの具体的な対策を講じたことによりまして、地域の活性化を図りながら、減少するスピードについても一定程度は抑制することが出来たと思っております。しかしながら、引き続き、地域産業の担い手対策であるとか、産業創出の対策であるとか、これらを中心にしながら各政策と連携しながら取り組んで参りたいと思っております。そういう中で、ちょっと27年度の推計でありますけれども当時の推計としては4,680人ほどでありました。実績4,659人でありますから、それ程大きく狂っていないなとこう見ております。現実に人口減少している状況においては、これを成果と言えるのかとの質問もあるわけでありまして、厳しい現状についてはご理解を頂きたいと思っております。2つ目の少子高齢化に伴う人口構造の変化だとか課題、どう捉えていくか。更には今後における人口推計にあたっての構造的な変化は避けられない、行政のスリム化、サービスの適用、将来どうするのかと、こういうことでもありますけれども、まとめて答弁致しますけれども、人口減少、人口構造の変化に対する評価・課題、これらに対するものは、次期の総合計画の考え方等々については、考えていかなければならないと思っておりますけれども、第5次総合計画策定時において既に人口構造の変化は受け止

めておりましたけれども、それより早いスピードで少子化であるとか高齢化が進んでいると、これは改めて認識をしていかなければならないとこう考えているわけでありまして。ご質問にもあります通り、人口減少及び人口構造の変化は避けられないという状況でありますから、持続可能な行政運営の為には、おっしゃられるように行政のスリム化、サービスの見直し等々も考えていかなければならない。そういう時代に入っているのだということも申し上げておかなければならない。ただ、これまでも総合計画、ヒヤリングをする中で、第4次さらには第5次の行政改革大綱推進計画を策定してきております。その中で1つとしては住民福祉の向上と地域が一体となった町づくりの構築、2つ目としてはスリムで効果的な行財政の維持、3つとしては職員の人材育成、能力開発等々の意識改革、こういう大きく3つの視点を柱にしなが、その他、それぞれ重点項目を掲げながら改革を進めてきたところでもあります。一方、そうは言うものの、町民が行政に求めるニーズ、これは多種多様化している現状であります。人口減少と言われるわけでありましてけれども、自治体が担わなければならない事業であるとか、新たな手法での事業展開、こういうものも必要ではないかという考えもあります。また、法律に基づく地方自治体に義務づけられる、言ってみれば義務的な事務事業が非常に増えている傾向があるわけでありまして。そうした現状の中で、全体的な業務量はどうするのか。職員一人ひとりの負担も大きくなってきているという傾向もあると感じております。したがって、行政のスリム化やサービスの見直しは当然行うわけでありましてけれども、次期総合計画の策定時に向けては、地域コミュニティと言いますか、こういうものも非常に大事にしていかなければならない。その中では住民自治の推進を重要課題としてやはり取り上げなければならない。こう思っているわけでありまして。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今、町長から説明を受けた中で、町長の方の認識としては、しっかりと捉えていて、僕の方がどういった課題があるのかということでお伺いしたところ、課題の成果が上がってないのではないかなというように町長から逆に踏み込んだような形を頂いたわけでありまして、総合計画は第5次ですから50年作ってきたわけでありましてけれども、町長も第5次の過程のこともちょっとお話しておられましたが、美深町は恐らく、過去を調べたところ、50年以上人口減少が続いていると。一番ピークが1960年1万4,046ですか。それ以来をピークにずっと50年以上続いている中で、ずっと総合計画が作られている中で、どうしても減ることを前提というよりも、増やしていこうということで政策を色々やっていくという中で、第4次総合計画の中でいきますと、そういう時代が到来するだろうという予想を立てながらでも、平成22年、2010年の人口目標を

6千と定めていたわけですが、現状としては5,137、これは3月31日付ですが、住民基本台帳でみますと5,100と、千人とは言わないけれども800くらいの差が生じていると。そういう現状もあって、第5次の中では当然増やすということの目標ではなくて、ある程度減るということを前提にやってきているというような答弁だったと思うのですが、これに関しては、人口ビジョン等もこの間、2007年に作られた中からも色々詳しい情報分析の中から将来人口も示している中で、町長が色々対策を立ててきた中で、現状の水準を保っている。僕もこの通りだと思っております。それに対しての色々な政策なども議会の方で色々承認をしてきた経緯がある中で、1年で100人減るといった中で、丁度2000年から2018年で何人、その台帳関係で減ったかというところと1,797人、ほぼ100ですね、100ペース。ところが当初の方は110人くらいずつ減っていった、最近では90人前後ということで、トータル100ちょっとということで、全体数が減るので、ずっと100ずつ減るわけではないのは当然なのですけれども、そういった状況の中で、確実に想定通りに減っていく現状が、本当に残念だけれども、そういう状況にあるという中で、今後、そういった生産人口等の変化の中で、今は町財政の方が、今年もちょっと残りが出ましたけれども、どこまで、このような状況が続いていけるのかなというのは心配な部分があるわけですよ。そういった中で、人口減に対する考え方として、旧来持っていた人口を維持する、増やすという方法は、これは難しいということが来た中では、今後の対応策の1つとしては、減っていく中でも対応の出来る町づくり、行政の中身づくりということが求められることになると思うのですけれども、そこで言う人口減少を前提としたということでいきますと、総合計画の中に、今回は基本構想の中で人口減少が進んでいくのでは、というような記述があるわけですが、基本計画にそのことを載せるということは、非常に大きな将来の道しるべとして、10年の進む方向づけとしては、基本計画に明記するということが、非常に大事な部分になってくるのではないかと私は思うわけですが、その構想としてはもっているけれども計画に載せるということの重要性ということを町長はどのようにお考えになるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 端的な答弁になるかわからないけれども、先程の答弁の中で、基本的には将来、減少になるよということを申し上げてきていたつもりですので、以上です。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 町長の中には、基本的にはそう大差はないのかなというように思っ

ています。行政のスリム化であるとか、サービス内容もやはり検討していかなければならないということでは、当然そういうことにならざるを得ないような状況が続くというように思っている中で、今、どのような形で、それを反映させていくかということが、すごく大事だと思って、みんなが思っているのだけれども、具体的にどうやったらそれを行政の中に組み込めることが出来るかと考えたところ、ちょっと私なりに思う点でいきますと、今、こういう施策評価調書をずっと作ってやってきているわけですね。その中で、色々将来像をどうするかというのがちゃんと載っているわけなのですが、その判断をするときに、基本計画の中にそういったことにどう対応していくかということが載るといことは、施策評価に対する評価の仕方というものも、非常にやはり変わってくる部分があるのではないのかな。そこがもつ意味というのは、すごく大きいものがあると思うのですが、その辺に関しては、施策評価をしっかりとしたものにするために、基本計画というものをしっかり明記するということが重要になると考えるわけですが、それに関しては町長どのように思われるか、お伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 何というか将来の町づくり構想にかける基本計画といえますか、その部分と総合計画の基本、それと行政評価といえますか、行政改革の部分と少し異なる部分がありますので、それを一色単にされると答弁しづらい部分があるのですが、ごちゃ混ぜにしないで、どのような部分が聞かせてほしいと。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君に申し上げますが、通告の趣旨に沿って質問をして頂きたいと思います。藤原君。

○6番（藤原芳幸君） これは通告に評価調書ということは書いてないわけですが、人口減少をしていく中で、町づくりをどう進めるかということで考えていった時に、そういったものに、こういうものも含めて全部、町を何とかしようということで作っているものですから、そういう中で、全く無関係とは思わないわけでありますが、基本計画の中で、サービスあるいはスリム化をどう図っていくかということで、町が取り組んでいる事業に、無駄な事業というのは基本的に1つも無いと思っています。全部必要だからやっている事業、ただ、それには優先順位であるとか、役目を終えたものというのは当然出てくるわけなのですが、そういったものをどう洗い出すかというものに、この評価調書の評価というものが非常に使えるのではないのかなというように思っているわけです。そういった場合に方向性として、その基本計画の中の1項目あることによって、評価をする担当の方もそれに沿った評価というものが当然出てくるのかな。そういうことによって、では、どういった見直しが必要なのかというものを考えた場合に、この評価から見直して

いくということが当然必要だろうと、そうなった場合には、その評価調書の持つ意味というものが非常に大きくなるというように考えているわけです。その大本になるのが、その総合計画の基本計画という部分になるのではないのかなと思っているわけですが、基本計画は作ったけれども、それには作るだけつくって後は、それは10年間関係ないということには多分ならない。全部それに沿った中で進めてきているという点でいくと、その評価をどうするのかという部分でいくと、当然、毎年行っている評価というものがリンクするというのが当然だろうというように思っているわけです。そういう中でも、方向付けとして5次総計、6次総計の基本計画に載るということの意味、それは大きいものがあるのではないのかなと私は思うわけですが、それに関して町長は先程、あっちの話だ、こっちの話だという話でしたけれども、密接に関係するものではないのかなというように思っているわけで、そのような意味があるので、私は計画として、それを盛り込むことが必要でないのかなという見解です。町長お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 総合計画を新しく作る場合に、今、言われております行政評価等々を参考にしますといいますが、それを踏まえていくと、それは当然の話でありまして、それについては理解をしているつもりであります。そういう方向で過去の行政評価、そして今後の行政評価等々についても、町づくりの総合計画の中については、当然、踏まえていかなければならないと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） そうであるならば、そういう道しるべとしての総合計画に記載をされるということが、逆に職員としてもどちらの方を向いて、ものを判断をしていくかという上では、非常に有効なものになるというように考えているので、是非そうやって頂けるように、町長も多分そのような考えをもっておられるのではないのかなと思いますので、是非ともそういうことを期待するとことでありますけれども、大体、あまり否定的な考え、人口減少に対して町長とは、そこまでずれるほど認識の差はないのかなというように思っているわけでありまして、折角の機会ですので、違う事ばかりを言うのではなくて同じ認識を共有したいという思いもありますので、ちょっと色々調べてきたことを町長と少し議論できたらなと思いますのでご紹介しますが、美深町の人口減少とその町財政という関係でいきますと、2000年以降というものは三位一体の改革で交付税が減少するのではないかと、非常に心配をしていて合併議論があったり、美深はどうするのだという中で、結局、単独でやっていこうという選択をして今日に至っているわけですが、僕が色々見てきた中では、結局、町が疲弊していくということは日本国にとっても

大変なことになるという中で、色々交付税等が復活したといいますか、一定の水準で確保されるようになった中で、今日迎えることができ、人口は減っているけれども交付税に関しては一時ちょっと減った時期もありますけれども、ほぼ横ばいでずっと推移してきている中で、ただ、今後はそういうものが続くかどうか、ということを考えますと、やはり国自体が厳しくなってくれば、当然そのしわ寄せというものは地方自治体にも来ると。人口ビジョンの中でも謳っておりますけれども、美深町の町財政の町税収入でいきますと、2割弱ぐらいのものだから大きな影響はないだろうけれども、ということは逆にいうと国の予算の付け方によっては大きな影響が出る可能性が十分あるという中で、今後、高齢者人口も今がピークで、恐らく減少に転じていく中で、どんどん町内の経済等も縮小していくなかで、インフラとその生活基盤に関しては、なかなか縮小していかないという中で、本当に町をどのようにして維持をしていくのかなということが非常に重い課題になっていくというように私自身も思って、恐らく町長もそう思っているというような答弁がございました。それに対して、先程町長も同じようなことを当然だというような形で言っておりましたけれども、今後とも、そういう状況が恐らく今までのような状況よりも厳しい状況に国自体も含めてなっていくなかで美深町がどうしていくのだということを今の段階では難しいけれども将来の為に何かやっぱりしっかりと明記をしておくということが僕は大事だということでお話しているわけですが、その件に関して、10年後の構想の中でどう取り組んでいくかということをしごく期待をするところですが、その件に関して同じ認識だとは思いますが町長の考えもちょっとお伺いをもう一度したいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 非常に高度なというか、ちょっと難しい話であるのでちょっと答えにくいのでありますけれども、国の財政といいますか地方の財政といいますか、そういう部分は厳しいこと、ある程度守られてきているのではないかという見方もあるのかもしれませんが、私はやっぱり段々厳しくなっているという基本的な認識はもっています。交付税等についても、一定程度守られているという認識かもしれませんが、やはり少しずつ縮んできている。そういう見方がある。ただ、これから消費税だとかそういうもの等とも国も新たな財源を求めようでありますから、この辺については少し変わってくるのかなという認識はあります。ただ人口減少、高齢化社会と言われますけれども、このまま人口減少、高齢化社会が何十年後も進んでいくというように、特に高齢者の部分については、一定の時期にセーブされてくるのではないだろうかなという認識はあるわけがあります。それと町の財政運営といいますか、将来計画といいますか、そういう部分についてはやはり新規の事業、大きな金の掛かる、これはなかなか難しい死守選択していか

なければならない。ただ、今までやってきた、戦後60年というか70年やってきた部分、建物にしても公共事業等々と言われる部分、橋もそうでありますけれども今、長寿命化の時代に入っていますから、そういうものを大事にしながら、また、言い方を変えれば修理をしながら、補正をしながらということを守っていかなければいけない時代に入っている、国もそういう方針で進んでおりますけれども、我々もより一層そういうことを考えていかなければならない。ただそれだけでいいのか、それで町が守れるのかと、そういう観点に、例えばやはり新しい事業に向かって挑戦をしていかなければいけない、そして新しい産業も興していかなければならない。この部分をどうするのかということについても、やはり積極的に考えなければならないという観点に、基本的な観点に立ちながら進めて行く。従来と少し持続可能という過去のもはあまりそういう表現はなかったのですけれども、ここにきて持続可能な時代をどうしていくか、こういう部分が非常に強調されておりますので、私もそういう観点に立たなければいけないと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 人口が減っているから何もかもどんどん小さくして縮小していこうというようなことでは決してなくて、その中でやらないといけないことも当然、今、町長が言ったように雇用面だとか経済面だとかを含めて町が取り組まないといけないことも含めながら、また言葉はちょっと問題があるかもしれませんが、切るものは切るというスタンスも両面持ち合わせながら運営をしなければならないということで非常に厳しい時代での町政の舵取りということが私から見ても感じるもので、町長が一番感じているのではないのかなと思うわけでありまして、そういったものも是非とも今後の町づくりの中できちり示すものは示して、その中で、みんなで色々なものに知恵を出し合い、そして町を元気あるものにしていくという、相反するものを2つ同時に進めなければいけないということで非常に難しい部分があると思っておりますけれども、そのことに対してのこれから考えている町長の考えをお聞きして、この件に関してはこれで終わらせたいと思っておりますので、町長のもう一度考え方、相反するものに関してのどう選択を進めていくかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 町民の多種多様な考え方、町づくりに対する将来の構想、更には町を進める上での行政のスリム化といいますか、サービスの内容の見直し等々については冒頭の答弁で要約したつもりでいたわけでありまして、あえて今、再度質問でありますから、その辺のことをしっかりと行ってみれば住民は多種多様なご意見もありますし、要望があるわけで、その辺を取捨選択しながら間違えのない方向を見出していかなければ

ならないかなと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 続きまして、2個目として、教育について、山村留学の継続についてということでご質問をします。先程1番議員が質問した中とほぼ同じような内容で、八割ぐらいは同じかなと思いますけれども、もう一度、先程の答弁と被る部分があるかもしれませんけれども、質問させていただきます。先の定例会で決した本年度予算には、学校建て替え基本設計業務委託費が組み込まれました。一方、山村留学に関する調査特別委員会からは、まだ多くの課題が残るとの報告があったところであります。これらを踏まえて、1、これまでの説明では、校舎は耐震化整備を先行して行い、不足する住宅関係等の付帯設備は完成事後年次計画を立てて進めるということでありました。山村留学を継続的に、安定的に留学生を確保し、運営していくためには、早急に課題解決を図るべきではないのか。特にホスターホームの課題は宿舎の老朽化はもちろん、管理体制にも多くの課題が残るとの指摘がございました。この課題は校舎完成までに解決すべきことと考えておられて、課題を残したままでは、将来はもとより現状の運営にも支障があるものと判断せざるを得ません。ホスターホームの現状の運営で将来も続けていけると考えているのかどうかお伺いを致します。2、山村留学は地域住民の協力を基にここまで続けてきておりますけれども、学校関係者以外の住民が減少する中、今後、これまで同様に地域の協力体制が維持できると考えているのかどうか、協力体制が整わない中でも学校運営が出来るのかどうか、その辺も教育長にお伺いをするところであります。続きましては、山口町長への質問でありますけれども、私は地域の協力が無い形での学校運営というのは、これは難しいのかなと考えています。そうなりますと山村留学を継続するという事の中で、仁宇布地区という地区の存続というものが不可欠と思うわけでありまして、同地区への移住対策や振興対策というものをやはり考えていかなければならないのではないのか。特に地域活動を担う人材の配置ということも必要と思うわけでありまして、この件に関しては町長の考えをお伺いいたします。以上であります。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、藤原議員の方から山村留学の継続に関してご質問を頂きました。初めに、ホスターホームの整備と運営についてのご質問でございます。学校整備につきましては、お話があった通り、これは国の耐震化等の問題も含めて、平成32年には整備をしていかなければならないという基本的な考え方を持っています。その中で、山村留学生の受け入れについてであります。やはり居住環境の整備というのは必要なものであるという認識をもっておられて、ホスターホームは昭和39年建設でありまして、

もう54年の経過があると。そして、これまでも数回、改修等をしておりますけれども、現状を見ると老朽化という問題は避けて通れない状況でありまして、整備を進めることが必要であるという認識をもっております。特に運営面におきましてですけれども、やはり先程お話した通り、中には色々な課題を抱えた子供達もいるというのが現実でございます、その対応ですね。それからもう1つは、生活指導等を行っていただいております、現在の管理人さん等の勤務形態などでも、やはり課題があるというのが事実でございます。そういったことから、ホスターホームの管理においては、やはり知識をもった方、そういった方を人材として確保しておくことがまずは必要であるだろうと。さらに勤務状況においても良好な勤務形態が確保できるよう、体制整備をさらに図っていかねばならないという認識をもってしております。先程もお話しましたけれども、そういったことからまずは今年度、カウンセラーの協力を頂いて、そういった専門的な立場から指導・助言を受けるということを基本に、校舎の建て替え等々と並行しながら、そういった体制整備を進めていきたいというように認識をしているところでございます。次に、地域住民が減少して支える体制、その維持が難しいのではないかとという質問であります。先程、町長への質問の中でも地域への協力は必要だという、議員さんが認識をされているというお話を伺いました。私もやはりそういった部分では地域の協力というのは、大切なことだろう、必要なことだろうということで考えております。そういったことから、やはり地域が、そして教育委員会もしっかりと連携をして、支える体制をつくっていかねばならないという認識をしているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 山村留学の関係でありますけれども、仁宇布地区への移住対策、振興策、特に地域の活動を担う人材の配置についてご質問を頂いたところでございます。ただ、学校更には山村留学者の関係者が仁宇布地区、非常に高くなっているわけでありまして。学校がなくなると地域の衰退、こういうものが懸念されるわけでありましてけれども、仁宇布地区は、お陰様でトロッコだとか松山湿原だとか羊だとかチーズ、スバルのテストコース等々、いってみれば美深町の特徴のある地域であると認識をしております。更に観光の中心的地域、役割を担って頂いているなどと思っております。言ってみれば人の呼び込める魅力ある地域だというように認識をしているわけでありまして。仁宇布自治会では、町づくりビジョンというものが作成されておまして、この計画で示されている将来像の実現に向けて、地域と協議をしながら必要な支援を進めて参りたいと、このように考えております。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 教育長には回答頂いた中で、先程同じような質問がある中での回答ということで、その中で前質問者の1番議員の回答も含めた中で、また質問させて頂こうと思うのですが、先程の教育長の答弁の中で、山村留学の位置づけという中で、山村が柱、中心になっていくという中で、決して、特化して地元の人どうのこうのという関係を切るわけでもないという中で、先程の答弁の中で感じたのは教育長の考え、あるいは教育委員会の考えだと思うのですが、山村留学に関していきますと、枠にはめずに柔軟に色々なものに対応していくのだという考え方のように感じたわけですよ。逆に言いますと、我々が言うように、これはどうするのだ、あれはどうするのだということに関して、こうします、ああします、こういう予定ですというように、枠にはめること、そういう形をとらないで柔軟に広く考えていますよというように聞こえるわけなのですが、これを逆に言いますと、こういった見方をすると失礼かもしれないけれども、なかなか枠にはめられないので、逆にそういう枠を付けずに柔軟に色々対応していくのですよというようにも聞こえないわけでもないわけなのです。そういった中で、今、ちょっと触れましたけれどもぼんやり見えるというか、ある程度ははっきり見えるのは、学校の校舎が今後どういうスケジュールで建て替えをしていくかというものに関しては、よく見えると、それ以外に関して課題は沢山ある中で、いつまでにはこの部分はこうしたいというものが、なかなかよく色がはっきり見えない部分があるのかな。その部分に関して1番議員の中でも沢山質問があって、よくわからないというような話だったとは思いますが、あの大自然の中で自然環境、育っていく環境というものは確かに申し分がないという中で、では、受け入れ環境はどうかといったら、受け入れ環境はやっぱりまだまだ万全ではないだろうと、そして教育長の答弁にもあった、受け皿があれば子供達の確保というのは、まだまだ出来るだろうという見通しがあるわけで、その受け皿の整備というものは、学校の新築が受け皿になるわけではない。やはりそういったホスターホームであるとか、親子住宅の整備というのは、現状の運営としてもやはり急がれる部分なのではないのかなと思うわけです。そしてホスターホームのことでいくと、多分、ホスターホームをどうするかではなくて、今の制度のまま、恐らく残しながら二本立てで親子等含めて山村運営を継続したいという思いがあると思うのですが、これは多分そうだから私が言うまでもないかもしれないけれども、親子留学の希望が多いのであれば、そっち側で一本化するというような仁宇布の山村留学の親子留学を一本にするという中で人集めをするということも現実としてはありえるのかなとも思ったりするわけなのですけれども、その辺に関しての教育長のお考えはどう思われているのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君）　まず今の答弁の中で見えたのが、学校建設の時期だというお話でありましたけれども、国の耐震化に基づき、求められる期限というのが平成32年度です。ですから、これまでの議論もそういったことを十分意識をしながら進めてきたという状況があります。親子住宅の問題と受け入れ態勢の関係でありますけれども、こういった形にしていくのかと。正しく今、基本設計をする中でそういった課題について、これは3月に特別委員会の報告として色々な課題がありますよというお話を受ける中で議論させて頂いている最中でありますから、今の段階でこうするというのを明確に打ち出せない、そのことが、言ってみれば皆様方は、何を考えているのだというところに疑問に感じる部分なのかもしれません。ただ、そういった先程言った通り、その大枠としての考え方、学校としては、山村を基本にしながら受け入れ態勢をつくっていく。それも校舎の耐久については、平成32年度を目途としてやっていきたい。これはもう大原則です。そして子供達を受け入れる体制としては、20人規模をどうにか受け入れる体制づくりをしていきたい。そういった骨格のお話は既にお話させて頂いている通りで、その中の手法をどうしていくかというところの詰めをしているということをまずご理解を頂きたいと思います。そして、最後の質問の中で、ホスターホームではなくて親子留学一本でもいいのではないかと、子供達を受け入れするという考え方だけであれば、その通りの考え方も当然出てきます。その時に、仁宇布小学校・中学校どちらがどうなってもいいのかという考えも出てきます。ホスターホームをどのような形でも私はやっていきたいというように考えていますけど、その根拠というのは、中学生を一定程度確保するためにはホームが必要だという考え方なのです。確かに親子住宅を増やせば、その中から中学校に通う子もいます。ですけれども、特に教員体制を考えた時には一年生、二年生、三年生が揃うことが必要なのです。そのことを受け入れしていくために、一番受け入れやすい環境づくりというのはホスターホームをやはり継続することなのです。それと合わせて需要の多い、また需要と言って申し訳ないです。言葉があれですけれども、その親子住宅の希望が多いという所をやはりそれは山村留学全体を運営していくためには、やはり必要なことですから、ただ先程も言いましたけれども、では、いくらでも作っていいのかということになれば、当然、それだけの親子を受け入れるということは大きな投資が必要になってきますから、それがどこまで出来るのかということが当然出てきます。財政問題含めて、そういったものはしっかりと協議をしていかないと、それこそ、やったはいいけれども将来また運営が困ってしまったという事では困りますので、しっかりとその辺は議論していきたい。今、正しくそういったことを議論する、そういった時期にあるということですので、先程来、その場その場で考えがまだ対応していくのかというような趣旨の話もありましたけれども、そうではなく

て、やっぱりしっかりと議論した中で方向をだす、中身については現段階で、例えば今年でも、来年でも方向を出せない問題もあります。ですから、そういったものについては、その状況、状況を見ながら必要とされる状況をどう求めていくかということを考えていかなければならないのですけれども、ですから色々な課題があって、その時に出来る課題、出来ない課題がありますから、出来るものはしっかりと今、議論していきたいと思っていますのでご理解を頂ければと思っています。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今のお話でいきますと、教育長の考えといいますか教育委員会の考えとしては、やはりホスターホームというものの位置づけは必要であるという中で、今後の運営も図りたいということであれば、今年度、学校校舎の基本設計というものをこれから考えるわけにありますけれども、その中で、その学校整備と併せて、そのホスターホームのことも同時に進めたらどうなるかという検討はされたことがあるのか。要するにホスターホームの機能を持たせた寄宿舎のようなものを学校と、整備と一緒にくっつけたらどうかということもちょっと思ったこともあるわけですが、その辺に関しては教育委員会の中では、構想というか検討ということはしたことがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） ホスターホームについては、これまでの考え方の整理の中では平成32年に校舎の整備をした後、継続して取り掛かっていきたいという考え方をしております。それはどうしてかという、やはり財政問題等が出てきますので、一時にそういった大きな多額の経費を単年度で投資できるかどうかということがあります。そういったことを含めて基本的なスタンスとしては、そういった考えをもっておりますけれども、これも今後、色々な皆さんのご意見を聞かせて頂く中で、詰めていく必要があるだろうと思っています。そしてそういった形で進めて行く中で、その体制整備をしていきたいという考え方でございます。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 財政の問題が大きいという問題は当然で、それなしには無責任なことは言えない部分がある中で、先程もちょっと町の今後の税制という中で小さくすればいいだけでもなくて、やらなければいけないことは当然やっていかなければならないということを町長と話したところなのですが、山村留学においても少しずつ、少しずつつけていくやり方がいいのか、やらなければいけないところでやはり継続するのであれば、やはり解決をちょっとしっかり予算を掛けて解決しなければならない時もやはりあるのか

など思っております。そういった中で、先程のやり取りの中で、財政の話がちょっとあって、通常の学校運営の補助は当然、通常の範囲で出ているという中で、色々山村という中で町も予算をつけているわけですが、基本的には山村留学の事業に対する補助というものは発生していないというように認識をしているわけですが、その辺を確認して次の質問に入りたいと思いますけれども、国の方では先程言った通りの補助はあるけれども山村に対する補助がないということは、これは間違いないことではのでしょうか。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 国で山村留学を実施する上で、交付金なり、補助金なりという制度が今、ありません。そういった分では今いた分、お話申し上げたのは、学校があることによって地方交付税が交付されると、そういった財源をもって運営しているという話でございます。それから、先程答弁が1つ漏れたのですが、ホスターホームの関係ですね。学校と一緒に建設するだとか、そのような議論はしていないのかという話でございます。その辺も詰まった議論はしてありませんが、学校と併設することが良いのか悪いのか、ちょっと例えが違えるかもしれませんが、例えば養護学校で寄宿舎から学校に通わずのは渡り廊下を通さないで外を歩かせて通わせています。これはそれなりの教育的な目的があります。それとそのホーム自体が管理指導員をおいてホームをやっているわけですが、今は1つの家庭の中で預かって頂いているというイメージを大きくして、そういった状況で扱って頂いている状況があって、それが学校と一緒にすることが良いのか悪いのかということは議論が必要な部分だろうと思います。その程度の議論は若干、行っているわけですが、こういう方向でということは、現段階として整理をしている状況ではありません。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 先程の補助金の関係でいきますと、美深の山村留学というものは全国から色々な課題を抱えた人をここに集めて教育をしているという自負がある中でずっとやってきているということになりますと、これは国に対しても、美深の取り組みということは胸を張って、このようなことをやって人材を育てていますと言えるような事業だと思うのですよ。であるならば、そういうものに対する補助の働きかけというものはこれまでして来たかどうか分かりませんが、やはりやるべきなのではないのかな。その結果として付くか付かないかは、これは分かりませんが、そのぐらいの気概をもって美深でやっていることを自信を持って発信をしていくということも、今後、非常に必要なことではないのかなというように思っております。これから交付金等の中で不透明であれば、やはりそういった働きかけということもやはりやるべきだというように思うわけです。

けれども、それについての教育長のお考えをお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 国等への補助の働きかけということでございますけれども、1つは、その山村留学がどのように国において認識されているかということで、実は学習指導要領が今年の4月に示されて、その基本となった教育基本要領等が実は平成18年に改正されてきています。それらの経過の中で今回の学習指導要領、それからその基本の改正の中でやっと山村留学という言葉が国の公式の文章の中で出てきたという状況でして、それまでは一切山村留学という言葉は公式の中で出て来ておりません。そして、山村留学そのものが国の捉え方の認識としては、やはり自然体験の中で子供達に体験活動をさせると、それは長期の一年というよりは短期的なもののイメージというのが非常に強かったというのが現実です。その中で私も道教委にいてもそうですし、国の方においてもそれぞれ担当される方にこのようなことをやっているのだけれどもどうかという話も、これまでも何回かしてきております。ただ、やはりその言ってみれば一部の市町村が取り組みをしているという状況で、そのこと自体が教育のシステムとして大きく全体に波及する事業ではないということが、非常に私たちにしてみればもどかしい部分でありまして、国なり道なりは、どうしてもそれぞれ頑張ってやっていたらそれでやって下さい、ただ全体のシステムとして取り組んでいくものについては補助金も付けるし、色々な取り組みもしていくというのが国、道の基本的なスタンスです。そういった部分で非常に山村留学に対しての補助等をつくっていくというのは、要望していくというのは全体の要望としてなるかということ、なかなかならないという問題もありますし、そうすると1市町村で要望をしていって形になってくると、その辺の難しさもあるということをご理解頂ければなと思います。

○議長（倉兼政彦君） 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 難しい話ではあるけれども、ここで言うように山村留学の有効性だとか、そういった取り組みの重要性というものをPRすることによって、少しずつ変化も考えられますので、その辺に関しては、教育長には大変だろうけれどもご尽力を頂きたいなというように思っております。後、町長に言っていた中で、美深には色々な観光資源、トロッコなり色々な観光資源がある中で、確かに流動人口はおっしゃる通り沢山いるのだけれども、要は定住人口をもう少し何とかして行かなければ、そういった地域の担い手といった部分では不安の残る部分なので、その辺に関して、定住できる人を増やすための振興策というものに関して、もう一度、町長の方から何か対策が必要だと私は思うわけですが、それに関してもう時間がないので町長の最後の答弁を聞いて終わりにしたいなと思います。町長よろしくをお願いします。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、仁宇布地区は非常に我が町にとって魅力ある地域であるということを申し上げております。したがいまして、仁宇布自治会のビジョンもあるわけがありますけれども、そういうところと整合性を取りながら努力出来るものは努力して参りたいとこのように思っております。

○6番（藤原芳幸君） 終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で藤原君の質問を終わります。

只今から暫時休憩をいたします。再開は13時40分といたします。

休憩 午後12時29分

再開 午後 1時40分

○議長（倉兼政彦君） 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

7番 岩崎議員。

その前に岩崎君に申し上げますが、行政3件に分かれておりますので1件ずつ質問をまとめて下さい。

それでは7番 岩崎君

○7番（岩崎泰好君） 本日の一般質問は3項目について所見を伺うものであります。質問に入ります前に、4月にこの一般質問に関して発見した事実がございますので一言申し上げます。仁宇布にある高広の滝周辺は、年ごとに成長する木々に覆われて、滝が見つらい状態が続いていたことについて、2年前、ちょうど6月の一般質問のおり、観光の課題について、いち早い対応を求めた経過がございます。この春4月に通り過ぎる機会がございまして気づいたのですが、滝の前面がきれいに伐採整備をされておられました。質問した課題について、1つの改善がされたことに、良かったなという考えを抱くと共に、関係された皆様、あるいは関係機関に対して感謝を申し上げたいと思います。議会と行政は政善競争だということを常日頃、私は持論として申しておりますが、一般質問を通してより一層、課題解決に向き合っていきたいと思うところでございます。それでは質問を始めます。今回の一般質問は全項目行政についてでございますが、1項目ずつ質問をさせて頂きたいと思います。最初は、地元で元気に暮らし続けたいという思いに、どう寄り添い、対策・対応を進めたかという課題について伺います。町民が安心して住み続けられる活力ある町づくりを着実に推進とする調整執行方針の下、平成30年度は走り始めました。昭和25年以来の大雪という、この冬の厳しい生活環境は建物などの被害も大きな

ものになってしまいましたが、それ以上に、ここに住む住民の心の被害が深刻な状況になってきてはいないでしょうか、ということです。地元で元気に暮らし続けたいという、そのような大きな住民の思いは、元気なうちに地域や町を離れることも仕方ないかなというような本意とはしない言い方を強いられようというような生活環境の深刻さなのではないでしょうかということでございます。当然、執行方針に謳った、町民が安心して住み続けられる活力ある町づくりについて、よりきめ細かな対応が求められる点でございますことから、特に冬場の対策対応について町長の考えを伺うものであります。1つ目には、除雪・排雪、屋根の雪下ろしなど、それらについての住民の悩みや苦情をどのように受け止められているのかということが1点目であります。2点目は、特に今期の雪による民間住宅等の被害状況については、どのような調査をどのような手法で行い、更にそれについて対応や対策を進めて来ているのかという点が2点目です。3点目は、今後のこの冬から始まる、また冬の季節の対策について、ある意味抜本的な改革が必要ではないかというご意見も多々出てきておりますので町長の考え方を伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、岩崎議員の方から地元で元気に暮らし続けたいという思いにどう寄り添うかという質問を頂いたところでございます。町民が安心して住み続けられる活力ある町づくりという観点での冬の対策対応についての質問でございます。昨シーズンといいますか、今年の冬の雪の状況でありますけれども、12月の降雪状況は積雪で一時平年値150%に達したと思っております。その後2月初旬までは平年並みで推移をしてきたわけでありましてけれども、再び連日の降雪となり、2月24日には史上2番目と言われる2月で1番でありましたけれども、積雪を177センチですか、このようになっております。質問の順序に沿ってお答えをしたいと思いますけれども、初めに除雪・排雪、屋根の雪の悩み、苦情等についてでありますけれども、高齢者など生活支援事業における除雪サービスの利用者からは依頼した除排雪作業が早期に実施されないという悩みが届けられたなと思っております。これは、大雪によりまして除雪事業者が、民間除雪を含め精一杯の稼働状況となったと、こういうことでございまして、理解を頂かなければいけないなと思っております。そうしたことから、除雪サービスに申し込みをしていた方への対応を含め、遅れたわけでありましてけれども、民生委員と連携を図りながら、出来得る対応等はとったつもりであります。町道においては現地確認の上、除排雪が必要とされる箇所については即時対応している状況でもありました。2つ目の民間住宅などの被害状況の調査についてでありますけれども、被害地については、冬期間を問わず危険な建物の把握に努め、特に冬期間は、このような建物はパトロール等による注意をして参っております。この巡

回によりまして、落雪による危険があると判断される建物等については、居住している家は直接訪問をし、空き家については管理者への連絡、町外者については写真を含め電話や文書による連絡、雪下ろし事業者の紹介などを行いながら随時対策をとってきたところでございます。しかし、こういった対応を行ってきておりますけれども、町有の建物を始め住民所有の建物においても被害を受けていることは承知しているわけでありまして。民間住宅等の被害状況等の調査は具体的には行っておりませんが、農業施設についてはJAと連携をして被害状況の確認は行っているわけでありまして。保険対応などはJAで取り進めているところでもございます。一部ハウスの被害には補正予算で計上しておりますけれども、経営体育成支援事業により、国の支援が受けられるよう取り進めているところでもあります。3つ目の抜本的な改革に向けてでありますけれども、昨シーズンの雪は本町では観測史上2番目の大雪であると町、民間とも所有する建物の老朽化がまだ進んでいるわけでありまして、こういうことが大きな要因と考えているところであります。豪雪地帯に居住する者にとっては、その対応は十分承知しておかなければならないものと考えているわけでありまして、これが町として抜本的な対策を講じるということは非常に難しいと考えております。ただ、こうした地域にあっても元気に暮らし続けたいという思いを持ち続けて頂いておられます高齢者の方々には、特に高齢者の方々でありますけれども、民生委員協議会だとか社会福祉協議会とも連携を図りながら、より細かな対応なども協議して参りたいと考えているわけでありまして。また町道の除雪対策についても、完全な民間委託により2年目を迎えたわけでありまして、サービスの低下にならないように意を配したところでもあります。以上、冒頭の答弁にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 今現状の中でやれる対策は十分にやってきたというような町長の答弁でございました。それはそれでやらなければいけない最低限のことだと思いますが、ただ1つには特に高齢者の方々が、町長の答弁にもありましたように依頼したものがなかなか実現できなくて結果的にはそれによって壊れたとか、そういった実態も多分出てきているのではないかと思います。1つには、この冬の問題に対応するというよりも、次期の対応として、こんな大雪が降るといことは観測史上初めての幾度もないことなのかもしれませんが、ただこの雪害というものを1つは災害という捉え方にしますと、町条例の中でも災害見舞金というものが実際にございます。それについても中心は基本的には火災が基本なのでしょうけれども、しかし文言等を見ますと火災またはというような表現もありますし、それからその他の事項にもありますし、そのの当たりをきめ細かに例えばそのようなどうしても対応できなかったところについて、しっかり見舞金を渡していくというよ

うな方法も1つの方法かなというように考えるところですが、その辺のところについてどのように所見をお持ちですか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 雪でありますけれども、災害という1つの見方もあるのかなと思っております。しかし、災害見舞金条例等々については具体的には雪等々については想定していなかったということで、想定していないというのは何事かという話になろうかと思えますけれども、こう何十年ぶりの話でありまして、この雪の地帯でありますから住民もそこまでは考えていなかったのか、我々も考えていなかったわけでありますけれども、内部でも検討しておりませんが、そういうことも含めて将来的にどうするのだと、これは内部の話でありますけれども少しその辺のことも、あまり言うとすぐにどうしたという話になってはいけませんけれども、そういうことも含めて今後のこととして考えておかななくてはならないと思っております。少し内部で考えさせて頂きたいと思えます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 是非そこまで言われるのでしたら検討してほしいことがあるのですが、やはり本当に次の住処としてこの美深町で住み続けたいという気持ちの部分で、相当がばっとえぐられるようなそういう事態が高齢者にとってはあったのだろうと思っております。そのような声も沢山聞くのが現状です。そうなってくるとやはりここ数年ですが、元気なうちに町を離れて息子や娘のところに行くという、やはりそういう人口動態といえますか、そういう方も結構出てきているのではないかと考えるところですが、私も調査はしていませんが、そのような数字が目に見えて、自分の近所周りを考えてもそのような実態があるのではないかと思います。その辺のところをしっかりと受け止めて、そうならないような対策というものがやはり大事だと思います。その辺のところも、是非やってほしいと思うところでございますが、それともう1つは、冬対策の抜本的な改革はなかなか難しいと話でございましたが、例えば先程町長が答弁の中で言われた民生委員等を通じて色々排雪や除雪・屋根の雪下ろし等についてお願いしていてもなかなか下ろす方々、担当する人材の問題がやはり一気に集中することで、なかなか上手に回れないということを答弁の中で言われましたが、その辺の対策に、是非とも例えば従来あった機動班というものは民間委託で冬の具体的な機械を使う部分での機動班の部分は民間委託という形になりましたが、ある意味、冬場だけでもそういう人達に対応するような人材を臨時でもしっかり抱えるとか、そういうようなきめ細かな対策というのはどうなのかなということが1つです。それからもう1つは地域の自治会に、しっかり人材の確保と一定の予算を地域に与えていくという方法も1つの方法かなというように私の頭ではその程度しか考えられませんが、

そのような形も次のステップとしては考えては良いのではないかというように思います。とりあえず美深町自体も昭和37年の豪雪地帯対策特別措置法の制定の下に豪雪地帯として指定されております。それが今日までいたっておりますけれども、特にその特別豪雪地帯市町村の今日的な対応といえますか、昭和37年以来の対応で様々な予算付けですとか、対応がなっていると思いますが、今日的な課題で少子高齢化だとか高齢者の対策等についてこの辺のところももう一度改善の方向性を北海道あるいは国等も協議をしながらこの豪雪地帯の対策特別措置法の下で具体的な雪対策人材の確保あるいは予算の措置なども考えていくのも1つの方法かなと思っておりますが所見を伺いたいと存じます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご質問でありますけれども冒頭言われました、元気うちに町を離れていく、離れたいということは1つの話としては聞くことができるのですが、公の場と申しますか、なるべくそういう表現はお互いに避けていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。また、1つの降雪も昨年のように降ると1つの災害に近いものがあるのかなと思うわけですが、午前中の議論でもあったわけがありますけれども、行政のあり方、行政のスリム化等々を考えていくと、いかにあるべきかということもありますので、そういうことも総合的に判断をしながら今後の1つの大きな課題に考えて参りたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは2点目に移ります。自治会策定の地域計画、いわゆる地域ビジョンというものは第5次総合計画で、どのように実を結んでいくのかという課題についてお聞きしたいと思います。平成23年度から始まりました美深町第5次総合計画は、今年度8年目を迎え、最後の仕上げの時期を迎えようとしております。現在17ある地域の自治会の地域計画の策定については、第5次総合計画に新たに位置づけられて実施をしてきた経過だというように認識しておりますが、それぞれの自治会が策定作業を進め、自治会運営の基本として計画実施に取り組んでいる、そのような状況だというように思っております。それぞれの地域のビジョンの進捗状況につきまして、第5次総合計画との関連について、17ありますから全部聞けばいいのですが、特に際立って農村部にあります2つの自治会を例に町長の考え方を伺うものであります。1つ目は恩根内自治会、これにつきましては、恩根内元気の源計画として住民の聞き取り調査を基に平成27年4月に計画を策定しております。地域で暮らす住民がいなくならないためにどうするかということ大きなテーマとして足の確保、バス運行体制の改善、雪下ろしや住宅までの通路除雪の課題、農業の担い手づくり組織の充実、新たな企業は作り出せないかという課題に取

り組もうとしていますこの計画実行に美深町としてどのように対応し、地域計画の推進を実現しようとしているのかをお聞きします。2つ目には、仁宇布自治会の取り組みです。仁宇布自治会の町づくりビジョンには平成25年12月に策定をされ、地域の将来目標人口を現況70人から増加を目指す。として観光の拠点整備や山村留学の充実に加え、新しい移住者の入居しやすい地域環境や特性を備えており、新しい事業や産業が生まれる地域状況にあるとして計画を進めています。しかし、目指す将来人口実現には、住宅・住居の不足が立ちだかっているのが現状であります。スバル試験場の拡充と、通年運用あるいはスバルの森構想の新たな展開など、それらを考えましても住宅政策に新たな施策が必要と思うところがございますが、仁宇布の将来像について町長の考えを伺うものであります。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 自治会策定の地域計画について、具体的には2つの自治会を例に挙げながらご質問を頂いたと思っております。自治会全部で17あるわけで、ご承知の通りだと思いますけれども、町内においては第1、第3これが未整備であります。更に農村部では敷島、吉野、斑浜これが未整備であります。その他はそれぞれ年度が違う部分もありますけれども、それぞれの自治会のビジョンといえますか、そういうものが整備されてきているという状況であります。そこでまず冒頭取り上げられました恩根内地域の関係でありますけれども、どの自治会もそうでありますけれども、自ら主体的活動の基礎となる連帯感の高まりの事業、さらには地域の活性化に資する事業、自治会が主体として計画をどうするか、策定するこういう基本的な考えがあるわけであります。恩根内の元気の源計画の推進でありますけれども、長く元気に暮らしていこうという目標の達成があるわけでありますけれども、町としてどのような計画の推進、実現をしようとしているのかという部分でありますけれども、基本的には地域住民が自ら実践する中で恩根内地域を地域としての活力を継続させて、生き甲斐をどうつくっていくか、地域をしっかりと次の時代に繋いでいくかと、こういうのが恩根内元気の源計画を担っていると、こう見ております。したがって地域の主体的な取り組みとして、新たな若者の呼び込みを図るために、農業の担い手育成組織の更なる活動の充実、更には新たな企業の検討、住民の移動手手段の確保、一人暮らしの住宅の確保など地域としてそれぞれ推進している事項と、行政としてはそれほど、まあ大体マッチしているなと思っているわけであります。更に公共交通の面から見ると実証試験の段階でありますけれどもそういうこともやっていると、更には恩根内旧保育所、これを町有住宅ふらっとコーポとして4戸の住宅整備を行ってきたということもあるわけで、いずれも地域計画に基づく地域からの要望を要望通りにいかない部分もあるのですが、そういうことを踏まえながら、これらの地域の目標に沿って、町としても一体感を持って

目標達成に協力して参ったということでもあります。町としては今住んでいる方がいつまでも元気で暮らして頂きたい、併せて新規就農であるとかそういう方々、特に若い人達をこの地域に呼び込みたい、地域の担い手の確保、企業に結び付くための計画、推進に努力をして参りたいと思っているわけでもあります。2つ目の仁宇布自治会の町づくりのビジョン等でもありますけれども、仁宇布についても恩根内と同様、非常に期待のもてる地域でございまして、ただ仁宇布地区というのは移住されてきた方が大変多いわけでありまして、また学校等もあるという関係もありますけれども、現在でありますけれども、平均年齢が34.6歳と非常に町一番若い地域であるということが言えるのかなと思っております。地域計画においては、山村留学を中心とした地域づくりを主体に、観光の中心地域としての交流人口の増だとか、新規就農者や新たな移住の受け入れなどを目標に掲げながら地域の活性化に努めて、これが出来ないか、こういう内容も持っているわけでもあります。これらの状況を踏まえて、町としても観光面もそうでありますけれどもトロッコ王国に対する支援であるとか、新たな産業、事業展開への支援、北部森林室等々の絡みもありますけれども、森づくりですか、観光資源の整備を始め、山村留学を含めた地域の学校に対する教育の充実とこういうものを進めながら一体的に考えて参りたいと考えております。ただ地域の要望もあるわけでありまして、地域もそれぞれその時々事情がありまして、なかなかどう整理していけばいいのかと、正直言って難しい問題があると。ただご質問にありました、住宅だとか住居の整備、こういう不足している分も話としてわからないわけではないのですけれども、具体的に推進計画をもって今どうするかというところは、山村留学の進展の問題もありますけれども、現段階ではまだこうであるということを申し上げる段階ではないのかな、申し上げられる状況ではないのかなと思っております。ただ、スバル試験場の通年利用だとか、スバルの森構想と新たな展開もあるわけでありまして、これらの住宅政策との関連でありますけれども、仁宇布の地域計画の推進とは別な課題ではないのかな。必ずしもスバルから今こういうことが、という協議があるわけではありませんし、まだないような状況でありますので、具体的に要望として出てきている状況でもありませんので、今後わかりませんがまだ今、明確に相談していくとか具体的に回答するという段階ではないとそう思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。ただ先程申しました恩根内地域さらには仁宇布地域、両地域とも非常に活発といえますか、活性化されつつある地域だというように認識をしております、町としても非常に大事な地域だというように認識はもっているところでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 第5次総合計画の中に地域ビジョンの策定ということを謳った、

このことについて非常に私は評価をしたいと思っています。やはり地域がしっかりそれぞれの自治会が、自ら自主的に様々な課題解決に向かう中で、どう町に支援をして頂きながら協力してやっていくかということは、非常に大事なことだというように思いますので、今後もそれらの推進についてお力をお願いしたいというように思うところでございますが、今回2つの地域を取り上げた中身について、特に恩根内自治会の中では、今実証試験等を進めながら住民の足の確保等について色々試行錯誤しながら進めているところでありますが、基本的に、前の自治会長さんと色々話す中では、現状の中で、やはりバスは美深町から走ってくるのですよね。それを恩根内地域に住んで頂いて、恩根内地域で出発して恩根内地区に帰るというような仕組みをしたら、もっと今あるものが有効に恩根内地域をぐるっと周回できるようなことも可能ではないかと。具体的には色々この地域計画策定の中には聞取りの中で、足の確保という問題は非常に大きな問題で結構な方々が、足が不自由になると家からセンタープラザの老人クラブに行きたくてもなかなか行けないとか、あるいはバスにある送迎が充実すればもっと有難いとか、バスのきめ細かな対応、特に大手地区の週2回についてはバス停まで家族が送らなければ実現しないこともあるのだというような、それらの足の問題を非常に取り上げております。ましてやセンタープラザで行われている老人クラブの集まりについては、相当な人が出入りし集まっているというのですよね。地域活性化のやはり大きな源になっているのですよね。そういう意味では今、運転されている方をしっかり、例えば恩根内にしっかり居を構えてもらうような体制をつくって行って今まだまだ恩根内には住居として中を改装すれば、使える住宅が結構あります。そこをやはり改造して、次の問題にも絡んでくるのですが、そういうような仕組みをしっかりと町として支援をして住民にとって安心・安全な地域づくりにやっていくことも必要かと思いますが、その辺のことを1つお聞きしたい。それから1つ今恩根内では1件あった商店、前は2件あったのですが、1件あった商店が情報では6月いっぱい閉店をしてしまうというような状況にあります。地域の商店がなくなることについても非常に重要な問題でして、やはりそこで買回り品を購入していた方も近所には沢山おられて、その辺の問題をどうするかということと、もう1つはあそこにあった自販機ですね。自動販売機、あれについても今撤去してなくなると恩根内地域には自販機はずっとないのですよね。飲み物1つ飲むのも購入ができないという状態になります。例えば私の私案ですが、センターのところに自販機を設置するようなことができないかとか、色々最低限でも沢山の人が集まりますから、そこに自販機を設置するような形が、上手に業者との話し合いをすれば可能ではないかなと思うところなのですが、その2件について恩根内についてはお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、具体的な話がありました。なかなか具体的、個別な課題について一般質問でありますから答えにくいわけでありませけれども、地域住民として特に恩根内さらには仁宇布等について色々な案件として多種多様な要望なり考え方が寄せられてくると、こういうことについては認識をしているわけでありませ。しかしながら個別案件的なことが非常にありますので、全町的なバランスだとかそういうことも考えながら、今後の1つの、いつもは申すのですけれども、ここで検討するとか何とかと言うと、すぐにどうしたという話になるわけでありませから、非常に辛いわけでありませけれども、正に言葉として検討させてほしいということでありませから、具体的に商店も閉じる、自販機がないとか、こういう話も承りましたので答弁は致しませけれどもそういうことも頭に入れて参りたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 次は仁宇布の方に移りたいと思いますが、基本的に午前中の同僚議員の質問の中でも仁宇布地区のあり方について議論もされたところでございますが、今町長の答弁を聞いておりますと、仁宇布地域は衰退を余儀なくされる地域という認識ではなくて発展向上するそんな地域として捉えているということがわかりました。やはり1つは住宅問題なのですが、仁宇布に関しては古い住宅は0に近い状態です。もう中身の改造もできないような所が何戸かあるくらいです。やはり山村留学制度の中で、この地を訪れてくれた親子住宅のお母さん方、あるいはあの地へ行って商売をやりたいなというような発想で来られた方、その方の中でも基本的に住宅がないということが1つのネックとして、やはり私の知り合いの中でも4人程が惜しいなと思うのですが、あそこに居を構えることが出来る住宅があれば、あの地に残ってくれた人がいたなという思いで今います。そういう部分では基本的に沢山の住宅はいりませから、まずは1戸から、何かの形で住宅をきちっと整備していくというような手法をとって、あの仁宇布地区に残って自ら企業を興すなり、あるいは自ら仕事の間をつくるなり、そういうような形の居住者が増えるような施策というのが必要なのではないかと思っております。前にも何年か前にも話しましたが、山村親子住宅については相当大きな金額を掛けて住宅整備をしてきた経緯もありますけれども、今のこういう時代ですから若い人にとってはなるべく小さいお家で住むというのも1つのステータスといひませか、そのような方も結構おられます。例えばトレーラーハウスですとか、そのような形の最低限必要な物は揃っていて、そこに居住が出来るということだったり、そのような住宅が1戸、金額にしたら500万から700万、800万お金の掛けようですが、1,000万以下で1戸の住宅をあそこに設置することができる、そのような状況になってきていますから、そういうような形で実証試験的に住宅をあそこに

置いて、そこに住みたいという人の対応を進めていくような施策もこれからきめ細かに必要なのかなと思いますが、これらについて所見を伺います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 住宅が先なのか、住居が先なのか、非常に議論が難しいところがありますけれども、午前中の山村留学の話の中でも仁宇布の山村留学の居住地として4棟4人という話もあって、ずっと聞いていたわけでありましてけれども、そういうことも踏まえながら、仁宇布の将来の住居のあり方等々については一定の段階で学校建設含めての絡みもあるのですが、そういうことも含めて考えていかなければならない、こういう時期だろうと思っております。ただ、いずれにしても、この住居問題というのは、学校建設程お金は掛からないとは思いますが、それにしても財源問題含めて非常に金の掛かる話でありますので、実際山村留学なり仁宇布に住もうとしている方がどのような状況なのかということも少し考えながら慎重にこれは取り計らなければならぬと、建てたけれども入ってもらえないと、それも入ったけれども1年で帰ってしまうとか、こういうことではならぬと。その辺の要望なり、地域の事情なり、皆様方の意見を色々参酌しなければならぬと思っております。いずれにしても、今議員から言われている課題と申しますかこういうものについては、認識は持っているつもりでありますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） もう1点、仁宇布の件でお話しておかなければいけないことがあります。先程町長の答弁の中では、スバル試験場の通年運用の問題、あるいはスバルの森構想の問題については別な形だろうなというお話がございましたが、特に試験場の問題については企業秘密等もございますから、なかなかこれは難しい、ハードルが高いと思っておりますが、スバルの森構想については既に多分スバルさんはトヨタの森構想を参考にしながらそのコースを作ったのかなというように思われる節もあります。今、トヨタの森というのは、年間数万人の方々がその森に行くためだけに訪れています。そのようなところですから、将来的な観光の視点からいきますと本当に沢山の人が訪れる場所になると思えます。そうなってきますと観光に関わるその雇用の場と申しますか、そのようなものもこれから考えていかなければならない、そんな時代だというように思っておりますので、その点について、単にスバルさんが来て云々ではなくて、しっかりとした住宅を建てて、受け皿をちゃんと作っていくということが大事だと思いますので、改めてその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） スバルの森の構想というトヨタの考え方は抑えきれていないので

すが、1つのスバルの森の構想といいますか考え方、スバルというのは、自動車会社どこでもそうだと思いますけれども言ってみれば世界のスバルなのですね。言ってみれば環境問題がこれから大事になってくるものですから、そういうことで観光というよりも環境対策を意識した、こういうこともやっているのですよというところを見せなければならぬ。そういう観点だろうと思っております。そしてスバルとしてはこういう環境問題、例えば木材を山づくりに加工していただくか、そういうことが今、内部で検討されているのだろうと思います。そういうことで我が町の林産業といいますか、山づくりといいますか、そういうことについて一定程度の理解を示しながら一緒になって進めようと。一時スバルとしての認証を取りたいというような話もありましたが、町なり、森林組合と一体的になりながら進めることができないかということも模索しているようでありますので、それらの考え方を大事にしながら、我々もスバルの考え方に協力をして参りたい。そしてまたスバルも我が町の森づくり等々について協力を頂ければありがたいと思っているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それでは3点目に移ります。地域資源や、と書きましたが、これは集落支援の誤りでした。集落支援員や地域おこし協力隊制度を活用した芸術村づくりの新たな展開について質問をしたいと思います。アートヴィレッジ恩根内は、2008年に閉校した小学校校舎を手作りで改造して、2012年にアートヴィレッジとしてオープンを致しました。それ以来、コミュニティカフェ、アトリエ、ギャラリー、宿泊施設を併設しながら木工、版画、絵画、陶芸のそれぞれの工房を備え、多くの方々を迎え入れ、様々な活動を独自に展開しております。アートヴィレッジのHPを見ますと集落内には町営住宅の空き家、離農した方の空き家があり、交渉次第では移住先としても面白い場所です。ここ恩根内地区は地域共同体意識が強く残っていて、あらゆることに全体で動くという、古き良き文化が残っています。地域と一体になる中、新しい創作をする場所として最適だと思います。として芸術村づくりへの参加を呼び掛けています。恩根内地域の活性の1つの手法として集落支援員制度や地域おこし協力隊制度を活用して芸術家の卵を育てる芸術活動の拠点づくり、いわゆる空き家などを整備し、長期間貸し出す制度設計を進めてはどうかという提案型の質問です。若者の獲得には若者の気持ちを1つは理解しなければいけないということもありますし、1つに魅力のある住環境の提供というのが必要でございます。島根県の飯南町などが取り組んであります、セミオーダー方式の定住促進賃貸住宅の整備も1つの手法ではないかと思えます。これについては、一定年居住した後には所有権が本人に譲渡されるという、そのような魅力もついています。芸術活動を進めながら生

計については、今、不足しています農家の農業の仕事に従事することを基本としながら、徳島県の神山町や北見市などが進めております、今、全国、相当な展開数市町村がありますけれども、企業も参加しながら進めているテレワークなどの次世代の仕事作りの環境整備もこれからやっぱり地域として必要になってくるのではないのかなと思うところであります。また、ここに具体的に集落支援員をしっかりと置いて恩根内なら恩根内地区、仁宇布なら仁宇布地区に集落支援員をしっかりと置いて居住者を呼び込む、そのような仲立ち役、仲人役をその集落支援員にして頂くという、そのような役割を明確にして事業を進めてはという1つの構想でございますが、それについて町長の所見を伺う所でございます。教育長にはアートヴィレッジ恩根内が進めてきた芸術活動と芸術村づくりの新たな展開について所見を伺う所でございます。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 恩根内地域における芸術村づくりの新たな展開といいますか事業構想、これについてのご質問を頂いたところでございます。恩根内で展開されているアートヴィレッジ恩根内でございますけれども、ご質問がありましたけれども建物等をご承知のように町が無償で対応しているものでございます。その他運営については独自に様々な活動事業を展開して頂いているということでございます。そこで自らの創作活動併せて各種の工房等も整備されておまして、ギャラリー等の展示も多く開催されているのかな。それをきっかけにしながら、創作活動への勧誘だとか進めだとか、この地域の暮らしなどについても1つの提案がなされているのではないかと。これは承知しているつもりであります。これらの地域の1つ活性化の1つの手法として行政指導により今住宅だとか仕事づくりの環境整備を行ってはどうかと、それには集落支援員や地域協力隊の制度を活用しての拠点づくりといいますか、提案でございます。1つの提案でありますけれども今の段階で行政が主体となってこれ以上進めていくと、それはそれで民間でやって頂いておりますからそれはそれでいいのですけれども、行政として主体的に更に進めていくという現状認識は持っていないわけで、ただ応援しないとは言っていないわけでありまして、それなりの状況によって応援はしていかなければならぬ、して参りたいと思いますけれども、行政が主体的になっていくということについてはいかがなものかなという段階でございます。したがって来るのも自由、出るのも自由と、こういう状況でございまして、出来ることならこの地域に馴染んで、この土地が好きになって居住・移住に向けて動いていくといったスタンスが大事ではないだろうかと思っております。また色々な創作活動を担って頂いて、そこに参加してくれている人もいますわけですが、継続していきたい人もいますでしょうし、そうではないのかなと思う人もいますわけですが、い

ずれにしてもなかなかこういうことの確認というのも非常に難しい問題がありまして、ただどういうことか我々も考えながら、というのではなくて、聞いてみなければならないなと思ったりもするわけでありまして。しかし、そこで先程申しましたように町が行政主導で今アクションを起こしていくという段階にはならないと思っております。非常に共感する方々も現れている状況でありまして、この地域の可能性をさらに進化させていくものになればと思っているわけでありまして。今後、具体的な取り組み等が地域から要望事項として出されるのであれば、先程も申しましたように行政としても支援といいますか応援するというのもやぶさかではないのかなと思っております。ただ集落支援員、地域おこし協力隊、行政が主体的に呼び込んでという、今の段階では、そこまで踏み込んでいないのでありますからご理解を頂きたいなと思っております。ただ、そうは言うけれども調整等が必要であれば一定のコーディネーター的なことも我々、果たしていかなければならない。行政としてやるという考え方を持っておりますけれども、そういう調整的な考え方も果たしていかなければならないのではないのかなという部分もあるわけでありまして。ご理解を頂きたい。

○議長（倉兼政彦君） 石田教育長。

○教育長（石田政充君） 只今、アートヴィレッジ恩根内の事業についての所見をということでお話がありました。質問の中に新たな展開についてというお話がありましたけれども、どの部分を指しているか十分把握をしきれないのですけれども、先程来、議員の方から色々な展開についての説明がありました。アートヴィレッジとしてお貸しをする時に、この場でも色々な議論をさせて頂いて、そして今の状況は、正しくそれをしっかりと実施をされ、言ってみればそれ以上の色々な展開をされているというように私は評価をしているところでございます。そういった中でアートヴィレッジとして、言ってみれば個人として、個人という言い方が良いかわかりませんが、色々な発想を持って展開をされるその部分については、やはり町づくり含めて大きな功績といたしますか、そういったものがありますので、教育委員会としてもこれまで貸付をしてきたという立場においてもそういった色々な取り組みについては教育委員会が協力できる範囲において、しっかりと協力をさせて頂きたいというように考えているところであります。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 1つは先程もお話した空き家の問題ですが、繰り返しになりますが、恩根内には非常に有効に活用できる空き家が沢山、今のところあります。確認なのですが、いわゆる空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが平成27年2月に施行されて、その6条に、その法律に基づく空き家等の対策計画について策定をするというよ

うな条文がございまして今年の3月31日現在、国交省あるいは総務省の調べによりますと全国の45%が既に策定済みだということだそうです。43%については策定の予定に今あるという回答だそうです。美深町はこのどちらに入るのか、入らないのかこれの確認をしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ちょっと聞き漏らした部分があるのですが、空き家対策の関係だと思えるのですけれども、そこまではわかったのですが、ちょっと後半聞き逃した部分があるのでもう一度お願いします。申し訳ないです。もう一度お願いします。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 後半といいますと、6条に空き家対策の推進に関する特別措置法の6条にこの法律に基づいて空き家等の対策計画を策定するというような条文があります。これについて国交省あるいは総務省の調べの中では、今年の3月31日現在で全国の市町村の45%が既に策定済みということだそうです。43%が一応策定予定に今あるというような回答なのだそうです。この2つのどちらに美深町は当てはまるのか、あるいはそれ以外なのかということを確認したかったのです。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今のところストレートに申しますけれども未定でございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） それも策定の方向性についてはどう考えておられますか。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 未定でありますから、これから色々研究していかなければいけない部分も沢山含んでいるということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 時間がないので、これはまた別の機会にこれらについてやりたいと思いますが、なかなかその構想自体が理解してもらえない。私の説明が悪かったのかもしれませんが、今、アートヴィレッジ恩根内というのは旧恩根内小学校の校舎を活用してのヴィレッジ構想という形で芸術村を展開しています。ここの持ち主は、うちだけではなくてうちを拠点にしてもいいけれども恩根内地区に沢山住宅、空き家があるから例えば大学を卒業して芸術を目指す方々、あるいはそういう方が沢山、芸術の卵が沢山いるからそういう人に空き家を提供するような形にすれば、この芸術村の広がりが恩根内全域に繋がるよねという、そういう発想です。構想そのものは、そんな中でやはり大事なものは、その提供する家屋について、町が一定程度の中の改装をすとか、あるいは手法は色々あるの

でしょうけれども先程、例に示したような手法で進めるとか、そのような形でどうなのかなという疑問、質問でございました。それが1点です。そして集落支援については、既に北海道は16の市町村で集落支援員を迎えています。人数にしますと41名に上るのですね。その市町村の中でも特に東川は10人の集落支援員を抱えています。近々のところではニセコ8人、北竜2人それから白老3人、厚真3人、白糖5人という形で複数の集落支援員を抱えて地域の集落のしっかりとした支援員として集落の活性化の為に活躍しておられます。そのような形でしっかり集落支援員、今の我が町の集落支援員は農業全体に渡ってのこととございまして、一定の集落に対する支援員という形ではないと思います。それはやはりしっかりと集落それぞれに支援員を配置するような仕組みというのは今後つくっていく必要があるかなと思いますが、その辺の見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 集落支援といえますか、集落をどうつくっていくかの考え方でありましてけれども、物事を生み出していくというか作っていく、これは私も馴染まない言葉というか知らない言葉だったのですけれども、啐啄同時という言葉があるようであります。非常に難しい言葉でありますけれども、何のことはないよく聞きますとヒナが孵る時に外側からつつくらしいのですね。それを合図に中にいるヒナが内側からつついて孵化して孵ってくるとこういうことのような正に啐啄、お互いにつついて同時にそして大きく孵っていく。こういう感覚で物事といえますか地域づくり、昔からよくあまりいい言葉ではありませぬけれどもよそ者ばか者がよそから入ってきた人間が地域をつくっていく。問題はその人間が地域にどう馴染んでいくか、地域のことをどう考えてどう実行していくか1つの素晴らしい考えをもってもそれだけでは駄目だと。それだけでは駄目だと。やはり馴染む、特に馴染む、それが求められているのだと。だから外側から手を加えていく、中側から内発的に起きてくる。その辺のタイミングをどうするかということが1番、今行政に求められている大事なところなのだとということを私自身も今教えられているところとございまして、その辺の兼ね合いを見ながら、この仁宇布の問題だとか恩根内の問題だとか地域集落支援員だとか協力隊だとか、そういうところに当たって参りたいと。基本的な考え方のことだろう。

○議長（倉兼政彦君） 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 最後ですか集落支援員の考え方ですが、ここのアートヴィレッジ恩根内を運営している方が既に10年ここで活躍しております。その方に具体的に集落支援員を町としてはしっかりと任命して、そういう芸術家たちを具体的に呼び込んでいくようなそういう仕組みを作ってはどうかという提案ですが、それを最後にしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、わかるようなわからない話をしたところでありますけれども、そのようなことも含めながら色々兼ね合いをしながら私自身よく考えて参りたいと思います。

○7番（岩崎泰好君） 以上で終わります。

○議長（倉兼政彦君） 以上で岩崎君の質問を終わり、一般質問を終了いたします。

◎日程第8 議案第7号 委員会報告 美深町開業医誘致条例の制定について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第7号 美深町開業医誘致条例の制定について議題といたします。

本件につきましては平成30年第1回定例会において美深町開業医誘致条例審査特別委員会に付託をしておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について報告を願います。

斎藤君。

○9番（齊藤和信君） 美深町開業医誘致条例審査特別委員会の報告をいたします。平成30年第1回定例会において本特別委員会に付託されました議案第7号 美深町開業医誘致条例の制定についての審査の経過及び結果についてご報告いたします。本件は、去る3月13日と4月10日の2回に渡り、美深町開業医誘致条例審査特別委員会を開催し、委員全員出席の下、担当部局の出席を求め、本条例制定の内容等の説明を頂き、慎重に審査を行いました。今回の制定の趣旨ですが、将来を見据えながら町内の医療体制を守るために新たに診療所を開設する開業医を誘致するため、診療所の開設に掛かる費用の一部を補助し、地域の医療体制の確保を図り、もって町民の健康と福祉の増進に寄与することとしております。その内容につきましては、対象者として地域医療の関心が高く、積極的に医療活動を行うもので新たに開設する診療所において継続し、10年以上診療を行う者であることとし土地・建物・医療機器の取得費及び賃貸料に掛かる補助金と人材確保、経営安定化に対する補助金を交付するものです。すでに条例を制定し、取り組んでいる他市の条例と比較しても優位な条例内容となっております。本委員会としては慎重に内容の審査を行ったところ、本条例が施行されることにより美深町の将来における医療体制の確保と町民の健康、福祉増進を図るためにも本条例の制定は全員一致により可決すべきものと決しました。以上、美深町開業医誘致条例審査特別委員会の審査報告といたします。以上でございます。

○議長（倉兼政彦君） 本件に対する委員長報告は可決です。美深町開業医誘致条例審査

特別委員会は議長を除く、全議員で構成する委員会です。したがって質疑討論を省略し、採決を行います。この採決は起立をもって行います。議案第7号 委員長報告の通り決定することに賛成の方は起立を願います。

(全員起立)

○議長（倉兼政彦君） 全員起立です。したがって議案第7号 美深町開業医誘致条例の制定については委員長報告の通りと可決されました。

◎日程第9 議案第29号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第29号 美深町税条例等の一部改正について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 美深町税条例等の一部改正について提案説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして個人町民税では国税に準じた非課税基準額の見直し、更に固定資産税では中小企業支援のための課税標準の特例割合の追加、さらに町たばこ税では税率の引き上げと加熱式たばこの課税方式の見直しなどの規定を整備するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。1ページをまずお開き頂きたいと思います。議案第29号 美深町税条例等の一部改正について。美深町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。資料を付けてございますので、16ページをお開き頂きたいと思います。一部改正の概要ということで資料を掲載してございますが、改正の趣旨、只今町長から説明があった通りでございます。大きく3つの改正内容となっておりまして、まず町民税の改正からご説明を申し上げますが最初に個人町民税に係る改正でございます。第10条の改正からございまして、これは非課税の範囲の規定で基準額が10万円引き上げる改正となっております。障害者、未成年者、寡婦に対する非課税基準額、これを135万円に引き上げ、均等割の非課税基準この28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た額、これに更に10万円を加えた金額とするという改正内容でございます。次にこのページの一番下の行でございますけれども、所得案の改正附則第5条の改正でございます。非課税基準の35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額これに10万円を加算した金額と改めるものでございます。次に表の2行目、3行目、2段目、3段目に戻って頂きまして、15条の

2、第15条の6の改正でございますが、所得控除、調整控除の見直しでございますが法改正によりまして前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者、この方については基礎控除、調整控除の適用ができないことと改められました。それによる改正となっております。以上の改正は平成33年1月1日からの課税適用となります。次に法人町民税の改正であります第28条の改正、これも国税に準じた処置を講ずるもので外国子会社合算税法の適用を受けております法人、これは外国子会社が国外で納付した法人税相当額これを控除する規定、それと国税と地方税の税額控除の順序ですね。これに係る規定を整備する内容となっております。また大法人に対して電子申告が義務化された、これによる規定の整備ということで、ここに大法人と書いておりますけれども大法人というのは資本金の額、または出資金の額が1億円を超える法人ということになってございます。次に第30条の改正、これは納期限の延長の場合の延滞金にかかる規定の整備でございます。申告後に減額更正され、その後の増額更正等による税額において延滞金の計算期間、これに関する規定を整備する内容となっております。法人町民税に係る改正の課税適用でありますけれどもこれは平成30年1月1日からですが、電子申告に係るこの改正については平成32年の4月1日となるものでございます。以上が町民税に係る改正でございます。次に下の17ページですね。まず固定資産税に係る改正でございますが附則第10条の2、これは新設の条項となりますが、この改正につきましては、生産性向上特別措置法これは5月に公布され、すでに施行されてございますが、これによる規定の追加ということで中小企業者が先端設備投資をする際に固定資産税を3年間減免するという特例措置が施行されてございます。このことによりまして関係規定を追加するという改正となっております。固定資産税の改正の課税適用につきましては、条例の公布の日からとなるものでございます。次にその下ですね。町たばこ税の改正でございます。法律が改正されまして加熱式たばこ、この課税方式が見直された更にたばこ税の税率の引き上げ、これが行われてございますので町たばこ税についても所要の改正を行うということでございます。まず加熱式たばこの課税方式の見直しに関連する改正が上から順番になってございます。まず第70条でございますけれども、これも新設の規定でございますが製造たばこの区分に関する規定を追加するものでございまして、たばこ税法、地方税の改正におきまして製造たばこの区分で喫煙用、かみ用、かぎ用に区分されたうち喫煙用の製造のたばこ、この区分に加熱式たばこ、これが新たに設けられこれに併せて条例においても法律と同様の規定を定めるということですが、どういうことかということなのですが、ちょっと4ページまで戻って頂きたいと思います。改正条例の条文の案をここに付けしておりますが、この4ページの中ほど、第70条でございます。ここに製造たばこの区分というこ

とで規定してございまして、第1号に喫煙用の製造たばこ、第2号にかみ用の製造たばこ、3号にかき用の製造たばこ、かき用というのは臭いを嗅ぐのですね。のたばこということ、この喫煙第1号の喫煙用たばこをイロハニホとそれぞれ規定してございまして今回法の改正によって加熱式たばこがこの中に規定をされたということで条例においてもこれを整理するというところでございまして、17ページに戻って頂まして、次に第71条の2、これも新設の規定でございまして、みなし製造たばこ加熱式のたばこを製造たばこと見なすのだという規定を新たに加えるものでございまして。これによりまして加熱式たばこを製造たばことみなして規定をするということで、ここに加熱式たばこの定義をのせてございまして、これが加熱式たばこですと。これを製造たばことみなして課税適用するという、そういった趣旨の改正となるものでございまして。次に第72条の改正、この改正が加熱式たばこの課税方式の見直しとなってございまして、加熱式たばこの課税についての紙巻きへの換算方法を見直すということでございまして、現行では加熱式たばこの重量、重さですね。これを紙巻きたばこの本数に換算をして課税をしてございまして、これを重量と価格による換算を行うというように改めるものでございまして、これは加熱式たばこ紙巻きたばこの間、または加熱式たばこ同士の間には大きな税率格差があったということで、その製品特性を踏まえて課税方式を見直すのだという趣旨でございまして。これは5回に分けて段階的に新方式に移行するというところでございまして。これは資料の方に書いてございまして、現行の換算方式これは1gを紙巻きたばこの1本に換算をして今は課税をしております。重量換算でやっておりますが、これを改正後の換算方法ということで、まず加熱式たばこの0.4gを紙巻きたばこ0.5本に換算をする、この重量換算による本数と加熱式たばこの小売価格、これを紙巻きたばこ1本あたりに相当する金額これをもって紙巻きたばこの0.5本に換算をするという価格による換算方式ですね。この重量換算と価格の換算をした合計をもって課税をするという方式に改めるものでございまして。この改正、平成30年10月1日から実施となりますが、先程申した通り激変緩和の観点から完全移行まで5年間の経過措置を設けるということでございまして。現行の換算方式による本数と改正後の換算方式による本数のそれぞれ一定の率を掛けまして、計算した本数の合計の本数とするものでございまして。その率につきましては、現行の換算方法、この表にあります通り0.2ずつ5段階で減じていくと。次に改正後の換算方法の掛け数につきましては0.2ずつを5段階で増やしていくと。これによって平成34年10月1日からは完全移行とするということでございまして。これらの5段階の経過数につきましては第1条から第5条の改正で規定するものでございまして。以上が第72条の改正でございまして。次に18ページお聞き頂きたいと思っております。第73条の改正、これは税率の引き上げに関する改正でござ

いまして、法改正によりまして製造たばこ1本あたりの税率が3円引き上げられます。これによりまして町たばこ税の改正を行うものでございまして、町たばこ税は現行1,000本あたり5,262円でございます。これを1,290円引き上げまして6,552円とするものでございますが、これも平成30年10月1日からの施行としてございますが先程同様に激変緩和の観点から、これは3段階で引き上げを行うよう経過措置を講ずるものでございます。この経過措置、この表にございます通り毎回430円の引き上げになります。それによりまして33年10月1日から完全移行とするものでございまして、この改正は第1条、第3条、第4条の改正で規定をするものでございます。以上が町たばこ税の改正でございますが、この表の下に記載してございます、これは地方税法等の一部改正によりまして条例が引用している法律等の条項が移動したもの、その適用日を記載してございますのでご了承頂きたいと思っております。以上議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第29号の説明を終了いたします。

◎日程第10 議案第30号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第30号 美深町国民健康保険税法条例の一部改正について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号 美深町国民健康保険税法条例の一部改正について提案説明を申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険法の改正及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されることに伴いまして、1つとして北海道が財政運営主体となることに伴い北海道から賦課される納付金に充てるため、美深町が国民健康保険税を徴収する改正であります。2つとしては、課税限度額基礎課税でございますけれどもこれを引き上げる改正。3つ目としては軽減措置について5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得を引き上げる改正について整備するものでありますので、よろしくご審議いただき原案決定頂きますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案19ページお聞き頂きたいと思っております。議案第30号 美深町国民健康保険税法条例の一部改正について。美深町国民健康保険税法条例の一部を改正する条例を次のように定める。これは資料をお付けしてございます。1枚めくって頂きまして、21ページをご覧頂きたいと思っております。まず改正の内容でございますけれども、第2条の改正、これは2段に渡って記載してございますが、まず上段の部分、上の枠

の部分ですけれどもこれはこれまで町が国民健康保険に関する費用として被保険者に税を課税するという旨の規定となっておりましたが、平成30年度から北海道が財政運営主体となっていくということで、町は北海道に対して納付金を納付することになってございます。その納付金に要する費用にあてると、このために国民健康保険税を課税すると、その旨、規定を改めるものでございます。次に第2条第2項の改正、これは課税限度額に関する改正でございまして、基礎課税額この限度額、これを4万円引き上げまして5.8万円に改めるものでございます。次にその下、第27条の改正です。軽減措置の改正となっておりまして、5割軽減、2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得の改正がございまして、まず5割軽減でございまして、これは5千円を引き上げまして、27万5千円とするものでございまして、また2割軽減につきましては1万円の引き上げで50万円と改めるものでございます。以上これらの改正につきましては、平成30年4月1日からの課税適用とするものでございます。以上議案第30号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第30号の説明を終了いたします。

ここで暫時休憩を行います。再開は15時30分といたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（倉兼政彦君） それでは休憩を解き再開をいたします。

◎日程第11 議案第31号 名寄地区衛生施設事務組合同規約の変更について

○議長（倉兼政彦君） 日程第11 議案第31号 名寄地区衛生施設事務組合同規約の変更について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第31号 名寄地区衛生施設事務組合同規約の変更について提案説明を申し上げます。同組合の副管理者は同組合同規約第9条第3項の規定により関係町村の長及び名寄市庁舎担当副市長が充てられておりますが、名寄市において本年5月16日に名寄市副市長の定数を定める条例が改正され、副市長の定数が2人から1人に変更となったことから同組合の規約を変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。22ページをお開き頂きたいと思います。議案第31号名寄地区衛生施設事務組合理約の変更について。名寄地区衛生施設事務組合理約の一部を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。特に資料をお付けしておりませんが、只今町長から説明あったように第9条第3項の改正でございまして、第9条第3項には副管理者は関係市町村の長及び名寄市名寄庁舎担当副市長をもって充てるということになってございしますが、これは文言の整理をしまして、「名寄市副市長」に改めるという改正でございまして、この規約の改正でありますけれども知事の許可の日から施行するということではございますが、この5月16日に施行して適用するというものとなっております。以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段なければ終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第31号を採決いたします。議案第31号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第31号 名寄地区衛生施設事務組合理約の変更については、原案の通り可決されました。

◎日程第12 議案第32号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第12 議案第32号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について議題といたします。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第32号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案説明を申し上げます。美深町過疎地域自立促進市町村計画は議会の決定を頂き推進しているところでありますけれども、平成30年度から実施するチョウザメ推進PR事業、幼児センター改修事業及び開拓120年記念事業を新たに登載しようとするものです。これによりまして過疎債の借入対象となり、有利な財政措置が受けられるものでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書 23 ページを開き頂きたいと思います。議案第 32 号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。美深町過疎地域自立促進市町村計画について別紙の通り変更したいので過疎地域自立促進特別措置法、第 6 条第 7 項の規定により議会の議決を求めます。1 枚めくって頂きまして、資料でご説明申し上げますが過疎計画の計画書の抜粋したものを載せてございます。今回の変更につきましては、産業の振興の項目にチョウザメ産業に関して追加をし、また幼児センター改修事業及び美深町開拓 120 年記念事業のそれぞれの事業を追加する変更となっています。まず 24 ページ、このページでございませけれども、計画書の目次の抜粋でございまして、目次 2 産業の振興の（1）現況と問題点、及び（2）その対策にそれぞれ⑤の次に⑥としてチョウザメ産業を加えるものとなっております。次に 25 ページでございませ。産業の振興に係る計画書本文の抜粋です。ここにチョウザメ産業に関する記実を追加いたします。現況と問題点、その対策にチョウザメ産業の項目を掲げましてチョウザメによる新たな産業の構築を図り、経済活動の活性化などによる町づくりを進めることの必要性と孵化飼育技術の向上と、魚肉、キャビアの安定生産のための施設整備と出荷体制の構築を図る、これらの旨を記載いたしましてその下の（3）の事業計画の欄にはその他の事業名のところに、最後の段になりますがチョウザメ推進 PR 事業を一行加えるものでございます。次のページめくって頂きまして 26 ページは幼児センター改修事業を追加する変更でございませ。高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目に所要の変更を行うものでございませが、現況と問題点の②のアですね。この文中の中ほどに、施設の改修を行うことの文言を追加いたしまして、事業計画の表への表記、更に次のページになりますけれども（4）として公共施設等総合管理計画との整合がございませが、ここの最後の行にその旨の追記を行うものでございませ。最後に 27 ページの下段になりますが、その他地域の自立促進に関して必要な事項の項目への追加となるのですが、事業計画の表のその他の事業の最後の段、ここに美深町開拓 120 年記念事業を加えるものでございませ。以上、議案第 32 号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第 32 号の説明を終了いたします。

◎日程第 13 議案第 33 号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第 13 議案第 33 号 町道路線の変更について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第33号 町道路線の変更について提案説明を申し上げます。本件は町道、恩根内20線道路にあります藤原踏切につきまして、JR北海道が地先の同意を得て踏切を廃止することに伴い、町道の終点を変更するものでございます。よろしくご審議頂き原案ご決定下さいますようお願い申し上げますと提案説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書28ページになります。議案第33号 町道路線の変更について。道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により次の通り町道の路線を変更する。変更する路線、路線番号が296号となっております。路線名が恩根内20線道路。終点の変更でございますが起点が字恩根内236番1、これは変更がございません。終点が現行、字恩根内241番2、これを字恩根内226番2に改めるものでございまして、1枚めくっていただきまして、資料をお付けしてございます。まず上の表、これは5万分の1の縮尺の図面でございますけれども当該恩根内20線道路のあるところですが、ちょっと見にくいですが四角く囲ってあります。ここに恩根内20線道路はございます。丁度大島さんの先くらいになろうかと思えます。変更前の図面が下の図の左側でございまして、国道を起点といたしましてこれが恩根内236番1でございます。これからJRにぶつかって若干北の方に行って踏切を超えて終点241番2で終点ということで、天塩川の築堤を終点としている路線でございます。これを今回、藤原踏切の廃止に伴いまして、終点をこのJR線の前で終点をもってくるということでございます。踏切の手前に終点をということで、この地番が恩根内226番の2となるものでございます。現在この路線、実延長で407.9mの実延長がございます。今回の終点の短縮によりまして延長が、これは頭上でのスケールアップでありますけれども約57m短縮されるという、そういったものでございます。以上、議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第33号の説明を終了します。

◎日程第14 議案第34号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 議案第34号工事請負契約の締結について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第34号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件は辺浜地区で整備を進めているチョウザメ飼育研究施設の内、美深町チョウザメ飼育研究施設排水路等造成工事に係るものでありまして、工事請負業者決定するため6月6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契

約の締結にあたりまして議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書30ページになります。議案第34号 工事請負契約の締結について。次の通り工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的、チョウザメ飼育研究施設排水路と造成工事でございます。契約の方法が指名競争入札による契約、契約金額が7,560万円、契約の相手方が美深町字東4条北4丁目7番地、株式会社山崎組、代表取締役社長山崎晴一でございます。6月6日に5社による指名競争入札を執行してございます。予定価格が税抜きでございますけれども7,284万円で最低の落札価格が7千万円でございます。これに消費税を加えたもので契約をするということでございますが、落札率は96.5%となるものでございます。契約の概要、次の31ページをお開き頂きたいと思っておりますけれども、工事場所については辺溪のチョウザメの研究施設の場所でございます。工期が契約の日から平成30年12月21日とするものでございまして、工事概要につきましては道路工事でございます。下の絵を見ながらご覧頂きたいと思っておりますが、まず排水路ですね。これがちょっと見にくいのでありますけれどもちょっと赤っぽいというか茶色く上の方にあります。これが305.4mということになっております。一部は滞留部の拡幅が4箇所ございまして、次に管理用道路これは紫色で塗ってある部分でございます。これが幅員4.5mで949m全延長でございます。それとビオトープ、この図の一番右側に赤く囲ってございますから、ここは1カ所1,780㎡ございまして、更にその左側に沈砂池2池、2つございまして1,840㎡となっております。以上、工事の概要を説明し議案第34号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第34号の説明を終了いたします。

◎日程第15 議案第35号の説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第15 議案第35号 工事請負契約締結について議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第35号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。本件は幼児センターの保育部棟にある調理室の動線を確保するため、調理室、調理員休憩室等を改修する幼児センター調理室等改修工事に係るものでありまして、工事請負

業者を決定するため6月6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げて提案説明といたします。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書32ページでございます。議案第35号 工事請負契約の締結について、次の通り工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。契約の目的が幼児センター調理室等改修工事、契約の方法が指名競争入札による契約、契約金額が7,290万円、契約の相手方が美深町字東4条北4丁目7番地、株式会社山崎組、代表取締役社長 山崎晴一、同じくこれも先程と同じく5社による指名競争入札でございます。税抜きの予定価格が6,879万円、最低の落札価格が6,750万円に消費税を加えた7,290万円に契約をしようとするものでございます。落札率については98.1%となっております。1枚めくって頂きまして契約の内容、工事概要を載せてございます。工事場所については現在幼児センターのある場所でございます。旧保育所の部分の建物でございます。工期が契約の日から平成30年12月25日を予定しております。概要でございますけれども、多くが調理室の改修となっております。厨房設備を含む一式ということで、その他、保育部の内部ですね。LED化41灯、トイレの改修、保育室の手洗い混合栓の増設という主たる工事となっております。改修前の図面と改修後の図面を載せてございますが、これは旧保育所、今保育部というようにご説明いたしました。ちょうど調理室の部分を抜粋した資料でございます。現在のある調理室の一部を拡幅をして動線を整備するというところでございますが、上の図を見ますと現在休憩室となっている部分、ここを食品庫に改め、現在玄関となっている部分、ここを検品兼前室ということで調理室の調理房の一部として、ここを拡幅して改修をするということと、また現在の配膳車出入り口となっておりますが、これを入り口と出口に区別する内容となっております。ちょうどこの出入り口のところ、柱1つ分でございますけれども、ここを若干拡幅して調理室の面積を大きくするというような工事概要となっております。以上、議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第35号の説明を終了いたします。

◎日程第16 議案第36号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第16 議案第36号 財産の取得について議題といた

します。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第36号 財産の所得について提案説明を申し上げます。今回の財産の取得につきましては、平成12年度に購入して18年間使用しました除雪グレーダーを更新し、冬期間の住民生活の基盤確保をはかるためのもので、購入業者を決定するため6月6日に指名競争入札を執行し、落札業者と仮契約を締結したところであります。この契約の締結にありまして、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案第36号 財産の取得について 次の財産を取得することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。取得財産でございますが、除雪グレーダー3.7m級・シャッターブレード付でございます。取得金額が2,818万8千円、取得先が旭川市永山3条11丁目2番5号、コマツカスタマーサポート株式会社、北海道カンパニー旭川支店、支店長 山崎信宏。同じく6月6日に入札を執行してございます。これは2社による指名競争入札ということで現在グレーダーを製造しているところが三菱とコマツと、この2社ということでこの2社で競争入札を行ってございます。予定価格、これは税込みとなっております。3,799万4,400円で、落札価格が2,818万8千円ということでございますが、これは現在の機器の下取り価格を含んだ総額による入札ということになってございます。金額ベースでいきますと、落札率74.2%という数字となります。1枚めくって頂きまして、35ページに主要諸元を載せてございますが、メーカーがコマツの次は機種ですね。GDの675-6という機種でございます。納入期限を平成30年11月23日としてございまして、この機種の主要諸元、ここに記載の通りでございますので、ご了承頂きたいと思っております。以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第36号の説明を終了致します。

◎日程第17 議案第37号乃至議案第40号の提案説明

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第17 議案第37号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第2号）乃至議案第40号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第 37 号から議案第 40 号で提出をしております一般会計及び 2 特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。初めに議案第 37 号 平成 30 年度美深町一般会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、補助金、交付金も含むわけでありまして、財源として実施する事業の追加や中止、事業量の増加や施設の修繕など緊急性のあるものについて補正するものであります。主な主要内容を申し上げますが、まず、総務費では、地域おこし協力隊の追加採用に伴う経費や自治総合センターの助成金を活用して、第 3 コミセンの備品を整備する経費を追加いたします。商工費では、昨年実施したプレミアム商品券について今年度も商工会から要請を受け、地域商工業の活性化を図る視点で商工会に支援するほか、アイランド施設と物産展示館の備品の整備・更新や施設改修に係る経費を追加いたします。土木費では社会資本整備交付金事業で実施を予定していた 8 線道路改良工事を事業調整に伴って皆減するほか、この冬の大雪や凍上で損傷を受けた路盤、舗装、縁石、柵等の改修工事を追加いたします。また、行政報告で申しあげました通り、平成 29 年度の決算剰余金処分について、2 分の 1 に当たる 1 億 7 千万円を公共施設整備基金に積み立てることとして、この補正予算に計上しているところであります。次に歳入でありますけれども、追加補正による財源につきましては、繰越金のほか、国庫補助金などの特定財源を充当し、商店街活性化補助金については過疎債を借り入れることにしています。また、当初予算で公共施設整備基金の繰入を予定していた幼児センター改修事業につきましては、過疎債の借入による対応を進めていることから財源の組み替えを行いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。これに伴い歳入歳出予算の補正と併せて、地方債を 3 件、いずれも過疎債でありますけれども、追加及び減額いたしますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は歳入歳出それぞれ 1 億 6,526 万 5 千円を追加して、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ 52 億 1,543 万 5 千円となるものであります。次に議案第 38 号 平成 30 年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、平成 29 年度国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金及び平成 29 年度高額医療費共同事業負担金の額の確定に伴い既に交付されている交付額の超過分を返還するための予算措置でありまして、その財源は全額前年度繰越金で措置をいたします。以上によりまして、国民健康保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ 1 億 6 万 3 千円を追加して補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ 5 億 8,546 万 3 千円となるものであります。次に議案第 39 号 平成 30 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、地域包括支援センター業務を補助す

る臨時職員の異動に伴って、賃金などの経費を整理するものでありまして、財源については全額を一般会計からの繰入金で措置するものであります。これによりまして、介護保険特別会計の補正額は歳入歳出それぞれ、19万7千円追加して、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ5億4,619万7千円となるものでございます。最後に議案第40号 平成30年度美深町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、道管中山間地域総合整備事業の平成31年度予定の管路工事部分が今年度に前倒し施工となったことから、関連する配水管布設替工事につきましても追加して実施するものでございます。これによりまして、資本的支出で460万を追加し、歳入総額については内部留保資金で補填し、総額で5,033万5千円とするものでございます。以上、一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（倉兼政彦君） 草野総務課長。

○総務課長（草野孝治君） 別冊議案37号をお開き下さい。平成30年度美深町一般会計補正予算（第2号） 平成30年度美深町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第38号の説明をさせていただきます。議案第38号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、望月保健福祉課長。

○保健福祉課長（望月清貴君） 議案第39号の説明を申し上げます。別冊配布の議案をご覧ください。議案第39号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 次、杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 別冊配布の議案40号をご覧ください。議案第40号 平成30年度 美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）。平成30年度美深町中央簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（事項別明細説明あるも省略）

○議長（倉兼政彦君） 以上で議案第37号乃至議案第40号の説明を終了致します。以上で本日の日程を終了致しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれにて散会と致します。ご苦労様でした。

散会 午後4時34分

平成30年第2回定例会
美深町議会会議録
第2号（平成30年6月20日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第29号（美深町税条例等の一部改正について）
- 第 3 議案第30号（美深町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 4 議案第32号（美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について）
- 第 5 議案第33号（町道路線の変更について）
- 第 6 議案第34号（工事請負契約の締結について）
- 第 7 議案第35号（工事請負契約の締結について）
- 第 8 議案第36号（財産の取得について）
- 第 9 議案第37号（平成30年度美深町一般会計補正予算（第2号））
- 第10 議案第38号（平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 第11 議案第39号（平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算（第1号））
- 第12 議案第40号（平成30年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号））
- 第13 議員派遣の件
- 第14 承認第3号（閉会中の所管事務調査の申し出）

◎出席議員（11名）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 小口英治君 | 2番 長岐和彦君 |
| 3番 和田健君 | 4番 中野勇治君 |
| 5番 荒川賢一君 | 6番 藤原芳幸君 |
| 7番 岩崎泰好君 | 8番 諸岡勇君 |
| 9番 齊藤和信君 | 10番 南和博君 |
| 11番 倉兼政彦君 | |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町	長	山口 信夫 君	副 町 長	今 泉 和 司 君
総 務 課 長		草 野 孝 治 君	住 民 生 活 課 長	渡 辺 美 由 紀 君
保 健 福 祉 課 長		望 月 清 貴 君	農 務 課 長	川 端 秀 司 君
建 設 水 道 課 長		杉 本 力 君	会 計 管 理 者	政 岡 英 司 君
総 務 グループ 主 幹		小 林 一 仙 君	企 画 グループ 主 幹	中 江 勝 規 君
生 活 環 境 グループ 主 幹		後 藤 裕 幸 君	税 務 グループ 主 幹	山 崎 義 典 君
保 健 福 祉 グループ 主 幹		小 野 勇 二 君	農 業 グループ 主 幹	桜 木 健 一 君
建 設 林 務 グループ 主 幹		中 林 秀 文 君	水 道 住 宅 グループ 主 幹	南 坂 陽 子 君

◎教育委員会

教 育 長	石 田 政 充 君	教 育 次 長	玉 置 一 広 君
教 育 グループ 主 幹	大 堀 裕 康 君	幼 児 センター 長	藤 原 裕 子 君

◎農業委員会

農 業 委 員 会 会 長	外 崎 敬 雄 君	事 務 局 長	川 端 秀 司 君
---------------	-----------	---------	-----------

◎監査委員事務局

代 表 監 査 委 員	水 本 守 君	事 務 局 長	羽 野 保 則 君
-------------	---------	---------	-----------

◎議会事務局

事 務 局 長	羽 野 保 則 君	事 務 局 係 長	服 部 満 君
---------	-----------	-----------	---------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（倉兼政彦君） おはようございます。只今の出席議員は11人全員です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（倉兼政彦君） 日程第1 諸般の報告を事務局長から行わせませ

羽野局長。

○事務局長（羽野保則君） 諸般の報告をいたします。閉会中に議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から平成30年6月実施の例月出納検査報告書の1件でお手元に写しを配布しておりますのでご覧いただけます。次に追加議案について申し上げます。議会側から議員派遣1件、承認1件が提出されており本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第29号 美深町税条例等の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第2 議案第29号について議題といたします。これから質疑を行います。ありませんか。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） 1点だけお聞きしたいのですけれども、個人町民税のいわゆる非課税基準額が10万円アップすることによって、本町における非課税世帯数というのは増えるのか、どのくらい増える形になるのか、その点1点だけお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） お答え致します。只今の町民税の非課税額の10万円の引き上げという今回の改正の根拠なのですが、所得税法の改正によって給与所得控除、公的年金控除いわゆる給与と年金の控除額が10万円引き下がったというような原因になっております。収入が同じでも控除額が引き下がるということになれば所得額が10万円上がるという形になりますので、今回、基準額が10万円上がったとしても基本的には数字としては変わらないというような結果になります。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。他にございませんか。別段なければ質疑終了といたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第29号について採決を行います。議案第29号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第29号 美深町税条例等の一部改正については原案の通り可決されました。

◎日程第3 議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第30号を議題といたします。これから第30号について質疑を行います。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 30号の資料のページ数で21ページの概要のところの表ですけれども、これ基礎課税が54万から58万に値上げになりますから、これの対象人数と減少額併せてこの下の27条関係の改正になった対象人数と額がわかれば教えて頂きたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山崎税務グループ主幹。

○税務グループ主幹（山崎義典君） お答えいたします。限度額の改正による関係でございますけれども、限度額を引き上げたことによって3世帯が減少するというような形になります。それと金額的には12万円ほど減少になるという形になります。それと軽減判定所得の関係でございますけれども、今回5割軽減、2割軽減といたしているところなのですけれども、今回、この関係で該当になる部分が5割軽減の区分のみになっております。4世帯が増えて5人が増加するというので、軽減額といたしましては、10万5,900円、この額が軽減額として今回の拡大によって該当するということになります。

○議長（倉兼政彦君） よろしいですか。他にございませんか。別段なければ質疑を終了いたします。討論もありませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第30号について採決を行います。議案第30号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第30号 美深町国民健康保険税条例の一部改正については原案の通り可決されました。

◎日程第4 議案第32号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第4 議案第32号について議題といたします。これから質疑を行います。別段ありませんか。別段質疑がないようでありますので質疑を終了いたします。討論ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） これから議案第32号について採決を行います。議案第32号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（倉兼政彦君） 賛成多数です。したがって議案第32号 美深町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第33号 町道路線の変更について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第5 議案第33号について議題といたします。質疑を行います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回のことで踏切の部分を町道から外すということで420mが残る道路となるわけですけれども、この道路が町道としての必要性というのがどの程度あるものなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 町道には色々な施設が入ってしまっていて、例えばこの施設については明渠の排水が付属しております。これは上流からくる公共的な水も入ってきていますので、それらを含めた中で町道として維持管理を当然していかなければなりませんので、当然、明渠を維持管理するためには町道も必要ですし、何人かの耕作者も隣接していますから、そうした中で、ここは残さなければならないということで町道自体はJRまで、旧踏切までは残しているという状況です。

○議長（倉兼政彦君） いいですか。他にございませんか。他になれば質疑を終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第33号について採決を行います。議案第33号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第33号 町道路線の変更については原案の通り可決されました。

◎日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について議題と致します。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ございませんか。なければ質疑を終了いたします。これから討論を行います。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第34号について採決を行います。議案第34号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第34号 工事請負契約の締結については原案の通り可決されました。

◎日程第7 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第7 議案第35号を議題といたします。これから質疑を行います。ございませんか。

9番 齊藤君。

○9番（齊藤和信君） この議案第35号のいわゆる請負締結契約とちょっと離れるかもしれないのですが、1点だけ。この工事における幼児の給食の関係で、時期的に園児が通っている時の給食等は、どのような考え方で工事を発注したのかその点だけちょっとお聞かせください。

○議長（倉兼政彦君） 藤原幼児センター長。

○幼児センター長（藤原裕子君） 給食の質問でございますが、学校給食センターの方から給食を提供するということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。特になければ質疑を終了いたします。これから討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） ありませんね。討論なしと認めます。これから議案第35号について採決を行います。議案第35号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第35号 工事請負契約の締結については原案の通り可決されました。

◎日程第8 議案第36号 財産の取得について

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第8 議案第36号を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。別段質疑がなければ質疑を終了といたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第36号について採決を行います。議案第36号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第36号 財産の取得については原案の通り可決されました。

◎日程第9 議案第37号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第2号）

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第9 議案第37号 平成30年度美深町一般会計補正予算を議題といたします。質疑を行います。

5番 荒川君。

○5番（荒川賢一君） 地域おこし協力隊の報酬関係についてお尋ねをします。当初2名のところ3名という形でお話でしたが、どういう目的で業務内容等お聞かせいただきたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 地域おこし協力隊、新規の部分の予算の部分なのですけれども、当初2名という部分については観光協会の方の観光振興の業務で1名、それから美深駅の関係で1名ということで当初予定をしておりました。元々計画はしていたのですが、まだ確定していなかったということで当初予算には組んでいなかったのですが、チョウザメ業務の関係で1名新たに追加したということでございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 8ページ、9ページ美深アイランド管理費の関係ですけれども、従前より第三セクターである振興公社等々への支援というのは設備の整備等々で理解はするのですけれども、今までその経営的に昨年度の決算を見るとマイナスの2万8千円程度ということで、脆弱な経営環境の中での支援もあるということで理解はしているのですが、たまたま資料を見ますと新年度平成30年度の振興公社収支計画を見ますとプラス2,7

00万の当期利益を出すという計画になっている中で大規模な施設の改修については一定程度理解するところですが、今回の修繕料40万、備品購入230万等々、これらを収支計画の中で振興公社の中で処理できないのかなという考えがあるのですが、今後とも多額に利益が出ても第三セクターの整備に関しては、そのようなことは関係なく町で全額全て出していくという考え方なのかも含めて答弁願います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 振興公社の部分での支援というか今回の部分については、確かに今年度30年度の計画においては、一定程度の収益を見込む計画としておりますけれども、如何せんその経営体制、経営状況というのは完全に良くなっている状況にはないという中で、今、必死に業務改善、色々図りながら、行政としてもてこ入れしながら経営改善に努めているという状況の中で、今回必要な部分の最低限の支援を行いたいという予算の計上でございますけれども。これがずっと続くのかというようなご質問ですが、一定程度振興公社の中で経営改善を図って頂いて収益を上げてもらう。その中で必要な修繕なり設備投資、そういった部分も自ら行えるような形にしていきたいというように考えてございまして、これは収益が上がっても続くのかという部分ではそこまでは考えてございません。一定程度改善されれば振興公社の努力の中でやって頂きたいと考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南和博君） 収支計画ですから、最後決算を迎えるまでどうなるかわかりはしないかもしれないけれども、少なくとも今主幹が言われるように経営改善の結果でこういう年度当初の当期利益が出るという、これは正しく経営改善の結果だと思うので即座にそういう対応をしていくのが筋ではないのかな。そして最終的に赤字が出るような場合は、それは行政として支援しなければならない部分なのだけれども、この2,700万、変な言い方ですけどもこのまま利益が出て税金を払うという形、これが第三セクターの経営改善に相応しいことなのかどうかという所も思うのですが、今年度当初からこういうものを振興公社独自でやれなかったのかなというそういう議論がなかったどうか伺いたいです。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） その部分については当然振興公社とも色々協議をしながら進めてきている部分なのですけれども、そういった部分で今、経営改善途中にあるという中でこういった、これが必要だろうという判断の中で今回の分については予算を計上したという部分でございまして、今後これから今年含めて行政もてこ入れしながら経営

改善を図っていきたいというように考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 10番 南君。

○10番（南 和博君） 折角、3回の機会がありますので社長である町長の考え方も1点聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） あえて答弁を求められておりますので立ったわけでありませうけれども、第三セクターである温泉の経営、新年度でプラスという形にはなっている計画でありますけれども、しかし内容を見るとなかなか厳しいなというのが正直言っての実感でございます。それで、当初温泉として計画していたアイランドの部分については、温泉の計画にのせるのですけれども、その計画にないものについては双方協議しながら町としても考えてやらないと、という立場に立っているわけでありませう。温泉の経営ではプラスにはしている報告というか計画を作っておりますけれども、なかなか厳しいものがあるのだということだけご理解頂きたいと思っております。

○議長（倉兼政彦君） 他に。2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 地域おこし協力隊の件について、私からも質問したいと思います。この協力隊の募集の期間がいつからいつまでであったのかということと、今回のこの3人については募集期間中に応募があったのか伺います。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 募集期間間なのですけれども、募集については随時行っている部分でございまして、年度、年度で行ってはいるのですが、この今回の部分について応募というよりは、こちらから声をかけてというかそういった部分も実はあって、完全にフリーで申し込みを受けたという部分ではなく、色々な繋がりの中で確保してきたという状況もございませう。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 2番 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 地域おこし協力隊の募集、応募に関しては全国的に同じ状況ではなくて、なかなか応募してもらえてない。その仕事があるのだけれども、応募がないというところも他の自治体にもあることは知っております。それで今の話ですと、指名しながらということであったのですが、今後地域おこし協力隊の募集に関しては、今随時行っているということではありますけれども、業務の内容がはっきりしていない中で随時というのは基本的にありえない話なのですけれども、こういう業務があるから地域おこし協力隊を募集しますよということを随時やっているのか、先程の随時の意味なのですが、12カ月ずっと通して、項目、非常にどのようなことなのかかわからないけれども、その応募を

しているということなのかどうか、そこは如何でしょう。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 募集にあたっては、それぞれ分野事というのですかね。例えば商工振興に関する業務、あるいは農業の振興、6次産業化に向けた業務。それから観光に関する業務と、そういった分野ごとに一応大枠ですけれども、業務を限定して募集をしているという状況でございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 長岐君。

○2番（長岐和彦君） 今後も美深町においては地域おこし協力隊の業務というのが、きっとあるのだらうと思うのですけれども、一般的にネット上で公募しつつ他方を直接指名しながら、あなたに来てほしいというようなことについては両方やりながら、美深町の地域おこし協力隊については体制を整えていくのだという考えですか。

○議長（倉兼政彦君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ご質問の通り色々な手段を使いながら、そういった人材確保をしていきたいというように思っております。今後もそういった形で進めたいというように考えてございます。以上です。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君

○6番（藤原芳幸君） 河川費の中で西紋の排水機場のフェンスのことなのですが、これはここでは補修工事ということになって500万という予算でありますけれども、現状破損したフェンスの補修になるのか、フェンスそのものを取り換えるような工事になるのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 現状の西紋排水機場防雪フェンスですけれども一部については全て倒壊してございまして、その他の部分につきましても斜めになってきているという状況にございますので、全て取り換えていきたいということのご提案でございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 補修と書いてあるけれども実際は取り換えるということですがけれども、今のフェンスというのが用水路ぎりぎりに立っていて今回の雪で押されて斜めになったというように思っているわけですがけれども、同じ場所に同じようにまた付けるということなのか、それとも後のことを考えて同じ結果がでないように若干ずらして内側の方ということもあり得るのかなと思うのですけれども、そういったようなことはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 現状設置しております転落防護柵と同様に設置をするよう考えておりました、フェンスにつきましては、現状丸い支柱のもので設置されているのですけれども、若干強度が上がるといふことで角パイプのもので予定をしている状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 角でも丸でも強度的には色々部材によるわけなのですが、今回の状況を見ますと、当然陸上は雪が沢山積もってどんどんフェンスにかかると、フェンスの裏側というのは当然水路になって何も無いわけで全部フェンスが受け止めるような格好になっているなかでの今回の破損だと思ふのですが、同じような作りだけで防げるかどうか、あるいは補強等が付くようなフェンスになるのかは、ちょっとその辺まではわかりませんが、是非とも同じことが繰り返さないような設計の中で施工されることを望むところであります。今回たまたま大阪の地震で、一本建てた塀のつかえがないような形でひっくり返ってしまつてという例もございますので、その辺何か出来る範囲の工夫をされた中での設置というものを望むところでありますけれども、その辺に関して意見があったらお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 当然今回はもう少し強度を上げた堆雪型というフェンスを設置するような状況です。農業の方の畑総という事業で作つたのですけれども、色々な補助のしぼりや何かがあつて、今のフェンスとなつて、平成2年に建設して、もう30年弱ぐらい経つてゐるそういう維持管理の塗装や何かの部分もあつて、錆や何かも進行したのも一定程度の原因ではないかなと我々は考えておまして、それらを含めてフェンスの強度を更に上げると、更に維持管理ももう少しきめ細かにするといふ両方のもので今後対応して行きたいと考えております。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。

1番 小口君。

○1番（小口英治君） 歳入の7ページの8線道路防災安全社会資本整備総合交付金、これは事業が取りやめなのかどうなのかかわからないのですけれども、それと11ページに絡んで国庫補助事業請負費が減額になっておりますけれども、これの原因をまずお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 8線道路の事業につきましては、交付金を活用

した事業ということで前年度から新年度要望ということで、この金額で国土交通省に対しまして交付金の要望をして参りましたけれども、事前の交付認定に対しましてこの部分で、交付金の充当額というのですかね。そちらが内示がなかったと、交付金が0だったということで今回、全事業費を減額するものでございます。

○議長（倉兼政彦君） 1番 小口君。

○1番（小口英治君） 確認ですけれども結果が採択されなかったということですか。ちょっと聞き取れなかったものですか。

○議長（倉兼政彦君） 中林建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（中林秀文君） 道路の事業自体は採択されないということではなかったのですけれども、交付金自体の町への交付金の交付額というのが今回0ということで、配分がなかったということでございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 出張所費の中の旅費、恩根内郵便局とセンタープラザでの普通旅費ということで何か郵便局等との視察に行くというような説明であったと思いますが、これについては従来の中からいきますと、センタープラザの中に郵便局を併設するというような形の進め方というように理解をしていたのですが、その事業がなかなか進捗が上手くいかないというようなお話だったと思うのですが、進捗率がどうなのかというと視察旅行に行くのですから今後の問題としてそれは、当然方向性はセンタープラザ内に郵便局を併設したいという基本的な考え方と思いますが、その進捗率と状況が今どのようになっているのかその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） この件につきましては、今実際に郵便局の方と4月以降打ち合わせを進めております。それで道内でも町のこういう色々な証明の機関を受託している郵便局があるということで、実際にそちらの方に視察をして、そういう状況をこちらとしても勉強をさせて頂いて、更に郵便局の方と打ち合わせを進めていきたいという、今はそういう状況になっております。まだ具体的なものではございません。まずは視察に行って、そしてそこから話が進めていけばというような状況でございます。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 当初計画では本年度、それらの事業を実施するような予算措置等も一時は考えていたのかなと思いますが、それに至らなかった経緯と折角行くのですから実現した方がいいのかもしれませんが、その辺の進捗が進まなかったことについてはどういう経緯だったのですかね。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） この間、実際になかなか郵便局の局長会と申しますか、そちらの方と打ち合わせがこの1年間ほど進んでいなかったということを私も聞いておりまして、それで4月以降できるだけ打ち合わせをさせて頂いてということで進めているところでございます。実際にはちょっと打ち合わせがそこで出来ていなかったということになっております。

○議長（倉兼政彦君） 7番 岩崎君。

○7番（岩崎泰好君） 打ち合わせが進まなかったというのは何か原因があるのかということなのですが、その辺のところはどうなのでしょう。要するに町としては郵便局をセンタープラザに併設をしたいという意向の中で、当初進んできた局長会との話し合いも当然日程に上ってくるはずですが、それが進まなかったというのは何かそこに1つの大きな理由があるのかなと思うところなのですが。

○議長（倉兼政彦君） 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 前の局長会の、ここの上川北局長会のその会長は、元美深にいらっしゃった千葉局長ということで、そこで千葉局長が体調を崩されたということもありまして、そこでちょっと滞ってしまったということで、私の方も聞いてはおります。

○議長（倉兼政彦君） 他に。3番 和田君。

○3番（和田 健君） 私10ページ11ページの方で幼児センターの管理費と小学校の学校管理費、こちらの方で公務補の移動と多分新規採用となると思うのですけれども、こちらの方で若干人事的なことなので、ちょっとデリケートかなと思って質問も難しいのですけれども、幼児センターの方は正職の方から臨時の方への移転という説明を受けました。そして小学校の方は正職で新規採用という説明だったと思うのですけれども、これにちょっと違和感が僕の中でありまして、正職の方の方にあえて臨時の方を異動させたというところには何か理由があるのかなと思うのですけれども。

○議長（倉兼政彦君） 玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） 幼児センターに元々おられた公務補さんについては、準職員という形で正職員ではございません。それで今回美深小学校の方には新しく臨時職員の公務補を採用したということでございます。正職員ではございません。

○議長（倉兼政彦君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 聞き間違いがございました。一応最後お聞きしますけれども臨時職員の方が正職員になるという道というのは残されているわけですよね。区分が違うので

難しいのはあるのかもしれないのですが、そういった希望があった場合というのはどうなっているのでしょうかね。

○議長（倉兼政彦君） 暫時休憩をいたします。どちらが答えるのか。休憩を解きます。玉置教育次長。

○教育次長（玉置一広君） ちょっと全体的なことは少し除かさせていただいて、教育委員会の公務補の考え方ですね。これについては臨時職員の方に業務を担って頂くということを中心に考えておきまして、例えば何年間務めたら正職員になるということは考えてございません。

○議長（倉兼政彦君） 他にございませんか。それではないようでございますから、質疑を終了いたします。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第37号について採決を行います。議案第37号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第37号 平成30年度美深町一般会計補正予算（第2号）は原案の通り可決されました。

◎日程第10 議案第38号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第10 議案第38号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 別段質疑がなければ終了いたします。討論もございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 討論なしと認めます。これから議案第38号について採決を行います。議案第38号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（倉兼政彦君） 全員賛成です。したがって議案第38号 平成30年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案の通り可決されました。

◎日程第11 議案第39号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算

(第1号)

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第11 議案第39号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 別段なければ質疑を終了いたします。討論もございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第39号について採決を行います。議案第39号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第39号 平成30年度美深町介護保険特別会計補正予算(第1号)は原案の通り可決されました。

◎日程第12 議案第40号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第12 議案第40号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 別段質疑がなければ終了致します。討論もありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 討論なしと認めます。これから議案第40号について採決を行います。議案第40号について原案の通り決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長(倉兼政彦君) 全員賛成です。したがって議案第40号 平成30年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)は原案の通り可決されました。

◎日程第13 議員派遣の件

○議長(倉兼政彦君) 次、日程第13 議員の派遣の件を議題といたします。お諮りを致します。会議規則第122条の規定によってお手元に配布の通り議員の派遣を承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉兼政彦君) 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件は承認と決定をいたしました。

◎日程第14 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出

○議長（倉兼政彦君） 次、日程第14 承認第3号 閉会中の所管事務調査の申し出であります。総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目について閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（倉兼政彦君） 異議なしと認めます。したがって総務住民及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からの閉会中の所管事務調査の申し出は承認と決定いたしました。

これで本定例会に付議された案件の一切が終了いたしましたので会議を閉じます。これで平成30年第2回美深町議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 倉 兼 政 彦

署名議員 齊 藤 和 信

署名議員 南 和 博